

令和2年度修了考査 試験問題

第一問・第二問 〔会計に関する理論及び実務〕

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1頁から19頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は3時間です。
- 10 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、必ず挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 受験に必要なないものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物はすべて足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは1台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの1台に限る。)
- 12 携帯電話及びスマートウォッチ等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
- 15 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

(満点 300点) { 第二問とあわせ }
時間 3時間

第一問 (150点)

あなたは、上場持株会社であるP株式会社(以下、「P社」という。)の経理担当課長として、P社のX1事業年度に係る決算作業を担当している。なお、P社グループは、精密機械の製造及び販売を主たる事業としており、親会社であるP社、子会社であるA株式会社(以下、「A社」という。)、B株式会社(以下、「B社」という。)及びC株式会社(以下、「C社」という。)並びに関連会社であるD株式会社(以下、「D社」という。)で構成されている。

P社グループのX1年4月1日からX2年3月31日までの連結会計年度(以下、「当連結会計年度」という。)に係る連結財務諸表の作成に関して、以下の[資料1]から[資料5]に記載している事項について、あなたは処理未了又は処理誤りを認識している。

これらに関して、個別財務諸表の修正及び連結手続上で必要な修正を行うことについて、以下の

問題 1 から **問題 7** の各設問に答えなさい。

[解答上の留意事項]

1. 会計処理及び表示に関しては、特に指示がない限り原則的方法によるものとし、特に指定のない限り金額の重要性は考慮しないものとする。
2. 仕訳に関しては、以下の[資料5]の勘定科目を使用するものとする。
3. 計算の過程又は計算の結果として生じた千円未満の端数は、四捨五入するものとする。
4. 問題文に指示がない限り、問題文に記載されている各社は我が国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準(以下、「日本基準」という。)に準拠しているものとする。
5. その他、問題文に記載のない事項は考慮しないものとする。

[前提条件]

1. P社グループ各社の決算日は、3月31日である。
2. P社グループ各社は、普通株式のみを発行している。
3. P社グループ連結のための個別財務諸表の修正に関しては、特に指示がない限り、当期の法人税等として納付すべき額には影響がないものとする。
4. P社グループ連結のための個別財務諸表の修正事項及び連結手続上の修正事項が税効果会計の対象となる場合は、修正事項に係る繰延税金資産は全て回収可能であるものとする。
5. P社グループ各社の税効果会計で適用する法定実効税率は、30%とする。
6. P社グループ連結のための個別財務諸表の修正事項及び連結手続上の修正事項に関しては、いずれも消費税等を考慮する必要はないものとする。
7. P社グループ連結のための個別財務諸表の修正及び連結手続上の修正に関しては、修正事項が製造原価項目の場合には、売上原価として処理し、棚卸資産への影響はないものとする。

[資料1] P社グループに関する事項

P社は、P社グループの上場持株会社である。A社、B社及びC社は連結子会社、D社は持分法適用の関連会社である。いずれの会社も日本国内に本店が所在する。各子会社等の役割と関係は、以下のとおりである。

会社名	P社の持分	主な事業
A社	100%	外部から原材料・部品を仕入れて製品を製造し、B社及びC社に販売する。
B社	100%	A社から製品を仕入れて東日本地域の顧客向けに販売する。
C社	70%	A社から製品を仕入れて西日本地域及び海外の顧客向けに販売する。
D社	30%	A社及びB社に対して設備保守サービスを提供する。

1. P社に関する事項

P社はグループ全体の経営戦略等を立案し、人事機能も有している。P社の主要な収益は、各子会社からの経営指導料と受取配当金である。また、P社は金融機関から借入れを行い、子会社の必要に応じて資金提供を行っている。

2. 退職給付に関する事項

P社グループ(D社を除く)は、従業員についてグループ各社で同一の退職給付制度を適用している。会計処理に関する事項のうち、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数の決定方法として、平均残存勤務期間以内の一定期間とする方法を採用している。また、数理計算上の差異及び過去勤務費用は、当期発生分を当期から費用処理する方法を採用している。

この方針に基づき、従来、数理計算上の差異の費用処理年数を15年と定めていたが、当連結会計年度において中途採用活動を積極的に行った結果、従業員の平均年齢が上昇したことにより、平均残存勤務期間が減少して14年になった。このことから、数理計算上の差異の費用処理年数を14年とした。平均残存勤務期間の減少によって、各社の退職給付費用は次の表のように変化する。なお各社とも、期末棚卸資産に含まれる金額は無視できる。また、退職給付費用は、各社において適切に会計処理されている。

(単位：千円)

会社名	勘定科目	平均残存勤務期間15年で 計算した当連結会計年度 の退職給付費用	平均残存勤務期間14年で 計算した当連結会計年度 の退職給付費用
P社	販売費及び一般管理費	258,000	263,000
A社	売上原価	412,000	423,000
	販売費及び一般管理費	112,000	114,000
B社	販売費及び一般管理費	329,000	341,000
C社	販売費及び一般管理費	238,000	244,000

3. 社債に関する事項

P社は、X1年4月1日に転換社債型新株予約権付社債を発行したが、第3四半期までの会計処理は、各四半期の連結修正仕訳として行われ、当連結会計年度末において、帳簿上の仕訳処理はまだ行われていない。当該社債の発行条件は、以下の①から⑧のとおりである。

- ① 発行価額：2,000,000千円(額面発行)
- ② 社債券1単位(額面)につき、新株予約権証券1枚を付す。
- ③ クーポン利率：年4%(年1回、3月31日に「現金及び預金」で後払い。)
- ④ 期間：X1年4月1日～X5年3月31日
- ⑤ 新株の発行価額は全て資本に組み入れるものとする。
- ⑥ P社が同じ利率(年4%)で普通社債を発行する場合には、発行総額は1,900,000千円(割引発行)となる。なお、この割引発行は金利の調整によるものであり、社債発行差金相当額の償却は定額法で行っている。
- ⑦ X2年3月31日に新株予約権の60%が行使されたが、残りの40%については行使されなかった。
- ⑧ P社は、区分法による会計処理を採用する。

[資料2] A社に関する事項

A社は、B社又はC社の発注に応じて、信頼性の高い複数の外部の委託加工先(部品メーカー)に外部から仕入れた原材料を、有償又は無償で支給し加工を委託している。委託加工先から完成した部品を仕入れ、さらに加工して、精密機械を製造している。A社の製品は、B社又はC社を経由して、国内外の顧客に販売される。

・委託加工先との取引に関する事項

A社が委託加工先に支給する原材料は、原材料の仕入先から委託加工先に直送され、A社の手元には残らない。委託加工先との決済は四半期ごとに行われている。委託加工先の1社であるアルファ社との第4四半期の取引は以下の表のとおりである。

	アルファ社
有償か無償か	有償
買戻し条件の有無	あり
原材料購入： A社の購入取引	100トン 800,000千円
原材料支給： A社からアルファ社へ	100トン 880,000千円
部品購入： アルファ社からA社へ	100,000個 1,200,000千円
X1年12月31日時点の アルファ社における在庫	なし
X2年3月31日時点の アルファ社における在庫	なし

アルファ社は、A社が有償で支給した原材料を加工し、A社が指図した仕様を満たす部品を製造している。A社は、アルファ社が製造した部品を全て、契約書で定めた単価で買い取る契約を締結している。

A社では、有償支給に関して、原材料支給時の債権と部品購入時の債務との相殺処理は行っていない。また、有償支給取引の都度の現金決済は行っていない。

A社は、「収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号)」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第30号)」を早期適用している。また、当連結会計年度の取引は全て適切に会計処理されている。

[資料3] B社に関する事項

B社は、A社から製品を仕入れて、東日本地域の製造業者を中心とする顧客に販売しており、多数の営業所と物流拠点を有する。

・土地及び建物の売却に関する事項

B社は、所有する土地付き建物(物件甲)を、当連結会計年度中に関連会社D社に売却した。B社の報告によると、物件甲の売却内容は、以下のとおりである。

B社は物件甲を営業所として使用していたが、主要な顧客が移転し、営業所としての利便性が低下したため、同顧客の移転先に近い隣町の物件乙を新たに購入し、営業所職員の過半は物件乙の新しい営業所に移転した。B社は、当面は残る顧客への対応に使用するとして、D社への売却後も物件甲を引き続き使用しており、近隣相場に従った賃借料をD社に支払っている。不動産の譲渡契約は、所有権移転に係る法的要件を満たしている。

なお、D社は、物件甲を取得するために銀行借入れを行っており、P社が当該銀行に保証を行っている。D社の当該銀行借入れは、B社が支払う賃貸料及びD社の今後の利益によって十分に返済可能であるとP社は判断している。P社を除く他のD社の株主には資金力は無く、物件甲の管理運営への影響力を有していない。当該譲渡契約の条件は、以下の表のとおりである。

	物件甲
所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
契約日	X2年1月31日
引渡日	同日
売却価額	土地1,600,000千円、建物100,000千円
支払条件	引渡し時に一括払(支払済み)
売却直前のB社の帳簿価額	土地880,000千円、建物40,000千円 なお、B社における建物の減価償却費は売却月の分も含め、毎月1,000千円ずつ正しく計上されている。
鑑定評価額	土地950,000千円、建物40,000千円 鑑定評価額は不動産鑑定士によるもので、適切な時価を表している。
買戻し条件	なし
その他	賃借料は25,000千円/月

B社の上記取引については、P社の経理課で検討した結果、D社への売却取引は監査委員会報告第27号「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」の各要件を満たしているものの、P社以外の株主には資金力又は資産がなくP社のみが借入金に対して債務保証を行っており、契約上又は事実上、他の株主にD社に対する実質的な支配力又は影響力はなく、未実現損益のうちP社以外の株主の持分部分が持分法適用上、実質的に実現していないと判断される。

D社では、建物について、購入からX2年3月31日までの2箇月分の減価償却費として5,000

千円を計上している。償却方法は定額法によっており、耐用年数と残存価額についてはB社から情報を得て、同じ条件を引き継いでいるにもかかわらず、2箇月分の減価償却費として誤って5,000千円を計上していた。B社で行っていた月額1,000千円に修正する必要がある。

B社は上記の土地及び建物の売却価額と帳簿価額の差額を特別利益に計上している。B社及び他の子会社における上記以外の土地及び設備等の売却取引を検証した結果、他には修正が必要と考えられる取引はなかった。

[資料4] C社に関する事項

C社は、A社から製品を仕入れて、西日本地域及び海外の顧客に販売している。多数の営業所と物流拠点を有する。主な海外顧客は欧州域内の顧客であり、その取引通貨単位はユーロである。

1. 債権譲渡に関する事項

C社は、X2年度中に支店を50店舗増やす方針である。開設資金と運転資金需要の増大に備えて、帳簿価額1,200,000千円の売上債権を、X2年3月31日に第三者である金融機関に1,140,000千円の対価で譲渡した。対価は直ちに当座預金に入金されている。C社は、当座預金の入金時に、仮受金に計上している。

この取引による債権譲渡は、第三者対抗要件を満たしている。C社には債権の買戻し権及びリコース義務はないが、金融機関に譲渡した債権を通常の自社債権と同様に回収した上で、金融機関に支払う。X2年3月31日時点の当該回収サービス業務資産の時価は51,000千円である。当該債権の回収期限は、X2年4月から6月にかけて順次到来する(X2年3月31日現在では期限未到来である。)

2. リース取引に関する事項

C社は、X1年度の期首に、P社グループ外の第三者から、欧州域内に初めて開設する支店の建物を賃借する契約を締結した。当該契約に関するX1年度の取引は、日本基準により、所有権移転外ファイナンス・リースとして会計処理済みである。

- ・ 契約書上、賃借期間はX1年4月1日からX16年3月31日までの15年間
- ・ C社は、中途解約の場合には未経過期間分のリース料を支払う必要がある。
- ・ C社は、X15年3月31日までに貸手に通知することで、契約期間を5年間延長することができる。期間を延長するか否かをC社はまだ判断していない。
- ・ 上記を踏まえ、C社は、リース期間は15年であると決定した。

[資料5] P社グループ連結精算表の要約

連結貸借対照表部分(要約)

(単位：千円)

勘定科目	P社	A社	B社	C社	単純合算	修正・消去 (後述)	連結財務 諸表
現金及び預金	2,782,000	1,960,000	2,360,000	2,920,000	10,022,000	?	?
受取手形及び 売掛金	—	9,060,000	8,919,000	3,257,000	21,236,000	(a)	(1)
リース投資資 産	—	—	—	200,000	200,000	?	?
棚卸資産	—	7,430,000	249,000	640,000	8,319,000	?	?
未収収益	—	9,000	2,000	1,000	12,000	?	?
貸倒引当金	—	—	△109,000	△120,000	△229,000	?	?
未収入金	—	6,880,000	—	—	6,880,000	?	?
建物・建物付 属設備	18,000	38,220,000	13,211,000	3,315,000	54,764,000	?	?
その他の有形 固定資産	—	42,008,000	—	—	42,008,000	?	?
減価償却累計 額	△6,000	△51,050,000	△8,209,000	△1,075,000	△60,340,000	?	?
土地	—	14,000,000	—	—	14,000,000	?	?
リース資産	—	—	—	470,000	470,000	?	?
建設仮勘定	—	3,226,000	—	—	3,226,000	?	?
投資有価証券	1,300,000	—	—	—	1,300,000	?	?
関係会社株式	5,150,000	—	—	—	5,150,000	(b) (e)	?
関係会社貸付 金	1,000,000	—	—	—	1,000,000	?	?
繰延税金資産	31,000	628,000	320,000	230,000	1,209,000	(e)	?
資産合計	10,275,000	72,371,000	16,743,000	9,838,000	109,227,000	?	?
支払手形及び 買掛金	—	33,860,000	6,015,000	3,045,000	42,920,000	(a)	(2)
リース債務	—	—	—	630,000	630,000	?	?
未払金	—	9,200,000	—	—	9,200,000	?	?
短期借入金	—	3,000,000	—	252,000	3,252,000	?	?
1年以内 長期借入金	—	1,920,000	—	—	1,920,000	?	?
未払法人税等	32,000	148,000	1,107,000	230,000	1,517,000	?	?
仮受金	1,000	80,000	203,000	1,247,000	1,531,000	?	?
その他流動負 債	2,000	60,000	160,000	80,000	302,000	?	?
社債	—	—	—	—	—	?	?
長期借入金	3,650,000	—	—	—	3,650,000	?	?
関係会社借入 金	—	1,000,000	—	—	1,000,000	?	?
退職給付に係 る負債	1,998,000	5,050,000	3,709,000	2,624,000	13,381,000	?	?

勘定科目	P社	A社	B社	C社	単純合算	修正・消去 (後述)	連結財務 諸表
持分法適用に伴う負債	—	—	—	—	—	?	?
負債合計	5,683,000	54,318,000	11,194,000	8,108,000	79,303,000	?	?
資本金	2,500,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	7,500,000	(b)	(3)
資本剰余金	400,000	—	—	—	400,000	?	?
利益剰余金	1,680,000	15,080,000	4,570,000	717,000	22,047,000	(b) (c)	?
その他の包括利益累計額	12,000	△27,000	△21,000	13,000	△23,000	(b)	(4)
新株予約権	—	—	—	—	—	?	?
非支配株主持分	—	—	—	—	—	(b) (c)	(5)
純資産合計	4,592,000	18,053,000	5,549,000	1,730,000	29,924,000	?	?
負債及び純資産合計	10,275,000	72,371,000	16,743,000	9,838,000	109,227,000	?	?

連結損益計算書部分(要約)

(単位：千円)

勘定科目	P社	A社	B社	C社	単純合算	修正・消去 (後述)	連結財務 諸表
売上高	2,500,000	56,734,000	44,252,000	29,356,000	132,842,000	(c) (d)	(6)
売上原価	20,000	51,577,000	34,040,000	22,694,000	108,331,000	(d)	(7)
売上総利益	2,480,000	5,157,000	10,212,000	6,662,000	24,511,000	?	?
販売費及び一般管理費	1,790,000	3,783,000	5,092,000	3,640,000	14,305,000	?	?
営業利益	690,000	1,374,000	5,120,000	3,022,000	10,206,000	?	?
持分法による投資利益	—	—	—	—	—	(e)	(8)
その他営業外収益	5,000	104,000	320,000	192,000	621,000	?	?
支払利息	70,000	414,000	—	—	484,000	?	?
社債利息	—	—	—	—	—	?	?
その他営業外費用	38,000	30,000	642,000	290,000	1,000,000	?	?
経常利益	587,000	1,034,000	4,798,000	2,924,000	9,343,000	?	?
特別利益	7,000	3,000	439,000	17,000	466,000	?	?
特別損失	8,000	82,000	190,000	840,000	1,120,000	?	?
税金等調整前当期純利益	586,000	955,000	5,047,000	2,101,000	8,689,000	?	?
法人税、住民税及び事業税	71,000	360,000	2,317,000	1,480,000	4,228,000	?	?
法人税等調整額	2,000	△19,000	311,000	30,000	324,000	(e)	?
当期純利益	513,000	614,000	2,419,000	591,000	4,137,000	?	?
その他の包括利益	3,000	△7,000	△4,000	10,000	2,000	?	?
包括利益	516,000	607,000	2,415,000	601,000	4,139,000	?	?

上記[資料1]から[資料5]の情報以外に、必要となる会計処理は、以下のとおりである。

以下の(a)から(e)の各取引の仕訳は、上記[資料5]P社グループ連結精算表の要約の「修正・消去」欄の記号に対応する。

なお、以下の(a)から(e)の各取引の仕訳には、[資料1]から[資料4]の情報に基づく仕訳は含まず、それぞれ別に会計処理することとする。

(a) 関係会社間債権債務の消去

A社の受取手形及び売掛金は、全てB社及びC社の支払手形及び買掛金に対応するものであり、当連結会計年度末の債権債務は一致している。

(b) 投資と資本の相殺消去

P社の保有する関係会社株式の期末帳簿価額と期首の利益剰余金は、以下のとおりである。

会社名	P社持分割合	帳簿価額(千円)	期首の利益剰余金(千円)
A社	100%	3,000,000	14,616,000
B社	100%	1,000,000	2,201,000
C社	70%	700,000	176,000
D社	30%	450,000	0
	合計	5,150,000	16,993,000

P社持分割合は、前期以前における各社設立時の出資時点から変動はない。

(c) 子会社から親会社への配当の消去

配当はA社、B社及びC社が行っており、各社とも資本金の5%を配当している。P社ではこれらの受取配当金を売上高として会計処理している。なお、連結財務諸表の作成上、配当金は確定し、支払った又は受け取った金額を元に会計処理している。

(d) 関係会社間売上の消去

A社の売上高は、全てB社及びC社の売上原価に対応するものであり、当連結会計年度末の取引総額は一致している。

(e) D社の純利益の持分法の仕訳

D社の期首剰余金はゼロである。

また、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は100,000千円であった。

問題 1 上記[資料 1] 2. 退職給付に関する事項に関連して、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

問 1 数理計算上の差異の費用処理年数が短縮されたことによる影響額を算定するとともに、答案紙の空欄部分に記載すべき文章を作成して、必要と考える注記を完成させなさい。

問 2 この数理計算上の差異の費用処理年数の短縮は、会計方針の変更又は会計上の見積りの変更のどちらに該当するか、正しいと考える方の解答欄の()内に○を付しなさい。また、その理由を「平均残存勤務期間」という文言を用いて簡潔に記載しなさい。

問題 2 上記[資料 1] 3. 社債に関する事項に関連して、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

問 1 転換社債型新株予約権付社債の発行時の仕訳を答えなさい。

問 2 X 2 年 3 月 31 日の新株予約権の行使時の資本組入れの仕訳及び社債利息計上の仕訳を答えなさい。

問題 3 上記[資料 2] 委託加工先との取引に関する事項に関連して、アルファ社の行った A 社との第 4 四半期の有償支給取引の会計処理について、「収益認識に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第 30 号)」を適用する場合、原則的な方法と個別財務諸表において例外的に認められる方法を説明しなさい。

問題 4 上記[資料 3] 土地及び建物の売却に関する事項に関連して、B 社が行った会計処理及び連結手続上、必要となる修正仕訳を答えなさい。

問題 5 上記[資料 4] 1. 債権譲渡に関する事項に関連して、C 社が譲渡した売上債権の会計処理について、修正仕訳を答えなさい。

問題 6 上記[資料 5] P 社グループ連結精算表の要約の修正・消去欄(a)から(e)の金額を算出し、**問題 4** 及び **問題 5** の仕訳を加味して連結財務諸表欄の(1)から(8)に適切な金額を答えなさい。ただし、負の数値には「△」を付すこと。

問題 7 上記[資料 4] 2. リース取引に関する事項に関連して、国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)では、リースの借手は使用权資産及びリース負債を認識しなければならないとされている。以下の **問 1** 及び **問 2** の設問に答えなさい。

問 1 IFRS における使用权資産の取得原価を構成する 4 つの項目を述べなさい。

問 2 C 社が締結した契約にかかるリース期間の決定について、日本基準と IFRS との違いを簡潔に説明しなさい。

第二問 (150点)

問題 1 関連当事者の開示について、以下の[資料及び前提条件]を踏まえて **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. A 株式会社(以下、「A 社」という。)は、国内で部品の製造を行っている上場企業であり、連結財務諸表を作成している。連結会計期間及び会計期間は、4月1日から3月31日までである。
2. A 社は、企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(以下、「関連当事者適用指針」という。)に従った関連当事者情報の開示について検討している。
3. A 社と直接的もしくは間接的に資本関係のある会社(子会社を含む)は以下のとおりである。
 - (1) B 社(A 社が議決権の 80 % を所有する A 社の連結子会社)
 - (2) C 社(A 社が議決権の 35 % を所有する A 社の持分法適用関連会社)
 - (3) D 社(A 社の議決権の 25 % を所有する A 社のその他の関係会社)
 - (4) E 社(D 社が議決権の 60 % を所有する会社)
4. A 社及び A 社グループと取引関係のあった個人として、以下の者が認識されている。
 - (1) 甲氏(A 社取締役社長)
 - (2) 乙氏(D 社取締役社長)
 - (3) 丙氏(A 社取締役)
5. A 社、上記 3. の法人及び 4. の個人(近親者含む)との間で、以下の取引が行われた。
 - (1) A 社が貸貸人、B 社が借借人とする固定資産のオペレーティング・リース取引
 - ・取引金額 625,600 千円(A 社個別財務諸表で営業外収益に計上)
 - ・A 社の計上する期末債権残高 54,000 千円
 - ・A 社が認識する未経過リース料 1,356,000 千円
 - (2) A 社から C 社に対する固定資産の譲渡取引
 - ・取引金額 560,700 千円
 - ・A 社の計上する債権残高 なし
 - ・固定資産売却益 66,000 千円(A 社個別財務諸表で特別利益に計上)
42,900 千円(A 社連結財務諸表で特別利益に計上)
 - (3) B 社から C 社に対する商品の販売取引
 - ・取引金額 3,250,550 千円(A 社連結財務諸表で売上高に計上)
 - ・B 社の計上する債権残高 542,700 千円

- (4) A社とD社との技術援助契約に基づくD社への技術料の支払い
- ・技術援助料 144,000千円(A社個別財務諸表及びA社連結財務諸表で販売費及び一般管理費に計上)
- (5) C社によるE社の債務に対する保証
- ・E社の計上する債務残高 5,500,000千円
 - ・C社保証額 5,500,000千円
- (6) 甲氏が役員報酬として取得したA社ストック・オプションの権利行使
- ・行使時払込額 16,000千円
- (7) 乙氏の長男(A社従業員)に対する給与の支払い
- ・A社支給額 12,000千円(A社個別財務諸表及びA社連結財務諸表で販売費及び一般管理費に計上)
- (8) A社に対する丙氏の父からの運送サービスの提供
- ・年間運賃 4,500千円(A社個別財務諸表及びA社連結財務諸表で販売費及び一般管理費に計上)
 - ・A社の計上する債務残高 なし
6. A社は、関連当事者適用指針に定められる重要性の判定基準に従い、関連当事者との取引の開示の要否を判定している。この判定に当たって考慮すべきA社連結財務諸表における主要な財務指標は以下の表のとおりであり、それ以外の情報は考慮しないものとする。

(単位：百万円)

項目	金額
売上高	28,800
売上原価と販売費及び一般管理費の合計額	24,450
営業外収益	570
営業外費用	1,045
特別利益	450
特別損失	1,240
純資産	12,390
総資産	27,550

問 1 上記[資料及び前提条件] 5. の(1)から(8)の取引が、それぞれA社連結財務諸表における関連当事者注記の開示対象となるか否かについて、開示対象となるものには○を、開示対象とならないものには×を答案用紙に記載しなさい。

問 2 関連当事者との取引のうち、開示を必要としない取引(役員報酬を除く)の具体例を挙げ、それが不要でない理由を、関連当事者との取引に関する開示の趣旨と関連付けて簡潔に説明しなさい。

問題 2 子会社株式の取得及び連結財務諸表における投資の評価に係る会計処理に関連して、以下の[資料及び前提条件]を踏まえて **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. F 株式会社(以下、「F 社」という。)は、情報通信業を営む上場企業であり、国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)の任意適用会社ではない。会計期間は4月1日から3月31日までである。
2. F 社は、ベンチャービジネスを展開する非上場会社の G 株式会社(以下、「G 社」という。会計期間は4月1日から3月31日まで)の将来性に着目し、令和2年4月1日に同社株式の100%を200,000千円で取得し連結子会社とした。株式の取得に当たり、取得後3年間の累積利益が80,000千円を超過したら譲渡価額を50,000千円増額する付帯契約が付されている。株式取得時点の G 社の簿価純資産は40,000千円であった。
3. F 社は、G 社の取得原価の配分手続に当たり、資産及び負債について G 社の資産及び負債の時価と帳簿価額の差異に重要性がないため、G 社の帳簿価額を基礎として取得原価の配分をした。のれんは取得後10年間で均等償却を行うこととしている。
4. 令和2年4月時点ではまだ G 社は事業を本格的に稼働していないが、F 社は G 社の取得に当たり、取得後事業活動を開始させ、5年間で事業を軌道に乗せるべく事業計画を立案している。F 社は、当該事業計画は株式取得時点では合理的なものであると判断している。
5. G 社は令和3年3月期の個別財務諸表において55,000千円の当期純損失を計上したが、4.で掲げた事業計画との大きな乖離は見られなかった。
6. 令和4年3月期において、G 社は個別財務諸表において5,000千円の当期純利益を計上した。4.で掲げた事業計画との大きな乖離は見られなかった。
7. 令和5年3月期において、G 社は個別財務諸表において20,000千円の当期純利益を計上したが、4.で掲げた事業計画を大幅に下回り、令和5年3月末時点での G 社の個別財務諸表における簿価純資産は10,000千円となった。その結果、株式譲渡契約に含まれていた付帯契約は行使されなかった。また、F 社の個別財務諸表における G 社株式の評価について、簿価純資産の金額まで評価を引き下げなければならないと判断した。
8. 税効果は考慮しない。また、令和5年3月期の年度末決算を迎えるまで、F 社ののれんを含んだ資産グループに減損の兆候は認識していない。

問 1 F 社が G 社の株式を取得した際に認識されたのれんの金額を答えなさい。

問 2 F 社の令和3年3月期の個別財務諸表における処理について答えなさい。

- (1) G 社株式の帳簿価額を答えなさい。
- (2) 上記(1)で G 社株式の評価に当たり考慮した事項を答えなさい。

問 3 F 社の令和3年3月期の連結財務諸表における G 社への投資に係るのれんの帳簿価額を答えなさい。

問 4 F 社の令和5年3月期の連結財務諸表における処理について答えなさい。

- (1) G 社への投資に係るのれんの帳簿価額を答えなさい。
- (2) 上記(1)でのれんの帳簿価額を算出するに当たり考慮した事項を答えなさい。

問題 3 資産除去債務及び資産除去債務に関する税効果会計について、以下の**[資料及び前提条件]**を踏まえて **問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. H株式会社(以下、「H社」という。)は製造業を営む上場企業であり、会計期間は4月1日から3月31日までである。
2. H社は企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」、「税効果会計に係る会計基準」及び企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「回収可能性適用指針」という。)に従った会計処理について検討している。
3. H社において以下の事象が発生している。
 - (1) H社はオフィスの賃貸借契約を締結し令和2年4月1日より事業所として使用を開始した。賃貸借期間は10年であり、賃貸人、賃借人双方に異議がない場合には自動更新される。事業所として利用するに当たり造作費用として120,000千円を普通預金より支払い、全額建物附属設備(耐用年数10年)に計上している。賃貸借契約には退去時の原状回復義務が規定されている。当該賃借物件の退去時における原状回復費用は10,000千円であると見積もられている。資産除去費用相当額は全額建物附属設備の取得原価に含める形で処理を行う。なお、建物附属設備の償却方法は定額法、残存価額はゼロであり、取得時点の割引率は1.0%であった。
 - (2) 令和3年3月31日に決算を迎えた。減価償却費及び時の経過による調整額を認識する。
 - (3) 令和4年3月31日の決算において、原状回復費用の見直しを行った。見直し後の原状回復費用は12,000千円と見積もられた。当初の見積りは最善の見積りに基づくものであることから、会計上の見積りの変更として取り扱う。これらとあわせて、減価償却費及び時の経過による調整額を認識した。なお、この時点における割引率は0.5%であった。なお、資産除去債務の調整に当たっては、当初認識部分と増加部分に区分して割引計算を行うものとする。
 - (4) 令和5年3月31日の決算において、割引率が大幅に変動して3.0%となった。原状回復費用の見積額に変更はない。
 - (5) 令和9年3月31日において、当該事業所を閉鎖し、建物附属設備を除却した。あわせて原状回復作業を実施し、13,500千円を支払った。当該原状回復の時期は当初の予定より早いものであったが、原状回復費用の見積りと実績の差額は異常なものではない。
4. 割引率1.0%の場合の10年の現価係数は0.905、割引率0.5%の場合の8年の現価係数は0.961、割引率3.0%の場合の7年の現価係数は0.813とする。
5. H社は、回収可能性適用指針において「分類3」に属すると判定されており、将来5年間にわたる課税所得は合理的に見積り可能であると判断できる。将来5年間に計上すると見込まれる一時差異等加減算前課税所得は、資産除去債務の金額を十分に上回るものと想定される。
6. 税効果会計の適用に当たって適用される実効税率は30%とする。
7. 金額の算定に当たっては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

問 1 [資料及び前提条件] 3. の(1)から(5)のそれぞれについて適切な仕訳を答えなさい。使用する勘定科目は以下の中から選択することとし、資産除去債務の流動・固定の区分は不要とし、仕訳が不要な場合には借方欄に「仕訳なし」と答えなさい。なお、税効果会計に係る仕訳は解答不要である。

B/S (資産・負債)…現金預金、建物附属設備、減価償却累計額、資産除去債務

P/L (営業費用)…賃借料、減価償却費、資産除去費用(履行差額)

P/L (営業費用)…利息費用

P/L (特別損失)…固定資産除却損、固定資産撤去費用

問 2 令和3年3月決算において、H社は、税効果会計の適用における資産除去債務及び固定資産の取得原価に含まれる資産除去費用相当額に係る一時差異の取扱いについて検討している。以下の(1)から(4)の各設問に答えなさい。

- (1) 令和3年3月31日時点における資産除去債務及び資産除去費用相当額に係る一時差異の額を、将来加算一時差異と将来減算一時差異とに区分して答えなさい。
- (2) H社経理担当者は、「固定資産は減価償却計算に当たり耐用年数を設定しており、賃借契約の契約期間も決まっている。固定資産の除去の時期も合理的に見積もることができる。そのため資産除去債務は『スケジュールリング可能な将来減算一時差異』として取り扱うことが適切であると考えている。」と主張している。この見解に対するあなたの見解を答えなさい。
- (3) H社経理担当役員は、「資産除去債務の当初計上額と、固定資産の取得原価に含まれる資産除去費用相当額は同一金額であるから、両者について税効果会計の適用に当たり繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しないのが適切である。」と主張している。この見解に対するあなたの見解を答えなさい。
- (4) 令和3年3月31日時点における、資産除去債務及び資産除去費用相当額に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の純額を算出し答えなさい。解答に当たっては、純額が繰延税金資産となる場合には「資産」を、繰延税金負債となる場合には「負債」を○で囲み、計上される金額を純額で記載しなさい。

問 3 我が国の企業会計においては、資産除去債務以外にも様々な局面で割引計算の技法を用いて貸借対照表価額を決定する場合がある。資産除去債務以外で典型的に割引計算を行うものとして「固定資産の減損会計」、「退職給付会計」、「リース会計」が挙げられる。それぞれの局面で適用される割引率に関して、リスクの反映のさせ方が、資産除去債務の割引率へのリスクの反映のさせ方に最も近いとされるものを挙げ、その理由を説明しなさい。

問題 4 固定資産の減損会計の適用について、以下の**[資料及び前提条件]**を踏まえて **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. I 株式会社(以下「I 社」という。)は、物流業を営んでおり、会計期間は4月1日から3月31日までである。I 社は、固定資産の減損会計の適用にあたり原則として事業所単位(予定地を含む)でグルーピングを行っている。
2. I 社は、「固定資産の減損に係る会計基準」及び企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に従った減損の兆候の認識について検討している。
3. 令和3年3月期中に、以下のような事象が生じている。
 - (1) J 事業所は、高速道路のインターチェンジに近いことから、営業部門の拠点事務所のほか物流センターの要所として機能していたが、大雨により土砂崩れが発生し、当該インターチェンジが一時閉鎖となった。復旧工事が行われているが工事完了時期は未定である。J 事業所自体に被害はなかったものの、高速道路へのアクセスが困難になったことで、I 社では、一時的に J 事業所を休業し、復旧工事の推移を見ながら今後どのように利用していくかについて検討することとした。
 - (2) K 事業所は、建物について令和2年4月時点では残存耐用年数が10年であったが、都市計画により土地の収用により令和5年3月期までに事業所を移転することとなった。移転に当たっては建物を取り壊し更地にして引き渡すことが必要であるが、代替土地はまだ確定していない。移転に当たっては相応の移転補償金が支給される見込みである。

問 1 J 事業所について減損の兆候に当たるか否か、その理由も併せて答えなさい。

問 2 K 事業所について減損の兆候に当たるか否か、その理由も併せて答えなさい。

問題 5 退職給付に係る会計処理に関連して **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. L株式会社(以下、「L社」という。)は製造業を営む上場企業であり、会計期間は4月1日から3月31日までである。L社は、国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)の任意適用会社ではない。
2. L社は、退職給付に係る会計処理に関して、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(以下、「退職給付会計基準」という。)に従った会計処理を検討している。
3. L社の令和3年3月期の退職給付に関する事実は下のとおりであった。
 - (1) 退職給付費用のうち勤務費用及び利息費用の合計額は354,500千円であった。
 - (2) 数理計算上の差異35,600千円(借方差異)が認識された。
 - (3) 数理計算上の差異を平均残存勤務期間内の一定の年数である10年で償却すると仮定した場合に計算される令和3年3月期における数理計算上の差異の償却額は15,800千円(費用発生側)であった。
4. L社では、会計帳簿の記録にあたり、下に掲げる勘定科目を用いて仕訳を起票している。

B/S…退職給付に係る負債、退職給付に係る調整累計額
P/L(純損益)…退職給付費用
OCI(その他の包括利益)…退職給付に係る調整額

5. 税効果会計は考慮しない。

問 1 [資料及び前提条件]の3(1)から(3)それぞれの事象について、退職給付会計基準に従い、L社が連結財務諸表を作成する際に行う仕訳を答えなさい。仕訳が不要と考える場合には借方科目欄に「仕訳なし」と答えなさい。

問 2 L社でリストラクチャリングにより平均残存勤務期間の再計算を行った結果、平均残存勤務期間が10年を下回り8年となった場合、L社がとるべき数理計算上の差異の償却方法について答えなさい。

問 3 L社は将来、IFRSへの移行も検討しており、退職給付会計については、国際会計基準第19号「従業員給付」に従った会計処理について検討している。

上記 **問 1** で行われた日本基準における会計処理から国際会計基準第19号「従業員給付」に従った会計処理に組み替える際に必要な仕訳を答えなさい。なお、退職給付債務の計算及び割引率の適用について日本基準とIFRSで相違はないものとする。

問 4 上記の **問 1** 及び **問 3** での仕訳も踏まえ、IFRSにおける利益の考え方と比較した、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(日本基準)における利益概念の考え方を簡潔に述べなさい。

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和 2 年度 修了 考査

試 験 問 題

第三問・第四問

監査に関する理論及び実務

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1 頁から 10 頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は 3 時間です。
- 10 試験開始後 60 分間及び試験終了前 10 分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、必ず挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物はすべて足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは 1 台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの 1 台に限る。)
- 12 携帯電話及びスマートウォッチ等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
- 15 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

第三問 (150点)

問題 1 A 株式会社(以下、「A 社」という。)は、東京証券取引所市場第一部に上場している食料品メーカーである。あなたは、A 社の第 23 期事業年度(X1 年 4 月 1 日から X2 年 3 月 31 日までの期間。以下、「当期」という。)の会社法及び金融商品取引法に基づく監査を監査チームの主査として担当している。A 社グループの内部統制監査を実施するに当たり、以下の[資料 1]から[資料 6]を読んで、**問 1** から **問 5** の各設問に答えなさい。

[資料 1] 連結財務数値の推移 (単位：百万円)

	X1 年 3 月期	X2 年 3 月期 (当期)
売上高	15,110	15,360
経常利益	1,085	1,132
当期純利益	610	659
純資産額	12,223	12,610
総資産額	20,126	20,677

[資料 2] 企業の事業目的に大きく関わる勘定科目別の事業拠点の構成比率(X2 年 3 月期)

(単位：百万円)

企業の事業目的に大きく関わる勘定科目		A 社 (親会社)	子会社 B 社	子会社 C 社	連結合計
売上高	金額	8,140	4,148	3,072	15,360
	構成比率	53 %	27 %	20 %	100 %
売掛金	金額	1,539	616	410	2,565
	構成比率	60 %	24 %	16 %	100 %
棚卸資産	金額	1,742	94	37	1,873
	構成比率	93 %	5 %	2 %	100 %
経営者評価における重要な事業拠点に該当するか		該当する	該当する	—	
財務諸表監査において個別の財務的重要性を有する重要な構成単体に該当するか		該当する	該当する	該当する	

(注 1) A 社グループは、A 社と子会社 2 社で構成されており、非連結子会社はない。

(注 2) 会社は、一つの会社を一つの事業拠点としている。

(注 3) 上記の数値は、いずれも内部取引消去後の金額である。

(注 4) 子会社 B 社及び子会社 C 社は、国内の販売子会社であり、いずれも非上場会社である。

(注 5) A 社グループでは、A 社で全ての製品を生産している。

(注 6) 監査チームは、子会社 C 社が、未出荷売上高を計上していることから、当該売上高の発生及び期間帰属に特別な検討を必要とするリスクを識別している。

(注 7) 監査チームは、A 社、子会社 B 社及び子会社 C 社の販売プロセス、購買プロセス及び棚卸資産管理プロセスの内部統制に依拠する戦略を採用している。

[資料3] 業務プロセスの評価範囲の決定における重要な事業拠点とする経営者の選定基準

- ① 全社的な内部統制の評価が良好であるという前提を基に連結ベースの売上高(内部取引消去後)の大きい方から選定していき、連結売上高の3分の2以上となる事業拠点を重要な事業拠点とし、業務プロセスの評価対象としている。この結果、当期の業務プロセスの評価対象となる重要な事業拠点としてA社及び子会社B社を選定した。
- ② 重要な事業拠点であるA社及び子会社B社の企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産を選定し、当該勘定科目に至る業務プロセスを評価対象としている。
- ③ 前期の業務プロセスの評価範囲は、当期と同一であった。
- ④ 前期の内部統制監査では、全社統制及び業務プロセスの内部統制の不備は検出されていない。

[資料4] 期中における開示すべき重要な不備の発見

あなたは、内部統制監査の過程でX1年10月にA社の販売プロセスの運用状況において開示すべき重要な不備を発見した。なお、当該不備は不正として取扱うものではない。

[資料5] 開示すべき重要な不備の是正措置

会社は、期中に上記[資料4]の開示すべき重要な不備の是正措置に着手し、X1年12月末までに改善を完了した。期末日(X2年3月31日)までに改善を完了したため、A社の経営者は、財務報告に係る内部統制は有効であると認める内部統制報告書を提出した。監査上も当該開示すべき重要な不備がX1年12月末までに改善され、期末日(X2年3月31日)においてもその状況が維持されていることを確かめた。

[資料6] 翌期における買収の実施

A社は、X2年4月20日に、資本関係のないD株式会社の全ての株式を取得し、完全子会社化した。当該子会社は、A社グループの連結財務諸表において金額的重要性を有する会社であり、当該子会社株式の取得は、A社グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼすものであることを監査上識別した。A社グループの内部統制監査報告書の監査報告書日は、X2年6月29日の予定である。

問1 上記[資料2]及び[資料3]で示したとおり、A社の経営者は、内部統制報告制度において子会社C社を業務プロセスの評価対象となる重要な事業拠点として選定していないが、監査チームは、連結財務諸表監査に当たって、子会社C社を監査を実施する個別の財務的重要性を有する構成単位に選定している。この場合、経営者の業務プロセスの評価範囲の決定に対して監査チームとしてどのような対応をとる必要があるか答えなさい。

問 2 上記[資料 4]にあるとおり、監査チームが監査手続を実施した結果、開示すべき重要な不備を発見した場合、期末日までに是正がなされるように期中においては、内部統制監査上どのような対応をすべきか答えなさい。

問 3 上記[資料 5]の状況の場合、開示すべき重要な不備が財務諸表監査の監査手続に及ぼす影響について答えなさい。

問 4 上記[資料 5]においては、期末日までに開示すべき重要な不備の是正措置が完了しているが、当該状況とは異なり、開示すべき重要な不備が期末日(X2年3月31日)までに是正されなかった場合で、経営者が内部統制報告書に財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備があるため有効でない旨及び是正できない理由等を適切に記載している場合に、監査チームは、内部統制監査報告書においてどのように取扱う必要があるか答えなさい。なお、監査範囲に制約はなく、当該開示すべき重要な不備以外に内部統制の不備はないものとする。

問 5 上記[資料 6]の状況の場合、当期の内部統制監査を実施する上で、以下の①の報告書の検討及び②の監査報告書の作成に当たり、その記載内容についてどのような点に留意する必要があるか答えなさい。

- ① 経営者の内部統制報告書
- ② 監査人の内部統制監査報告書

問題 2 E株式会社(以下、「E社」という。)は、東京証券取引所市場第一部に上場している機械メーカーである。E社に子会社はないため、連結財務諸表は作成していない。あなたは、E社の第52期事業年度(X1年4月1日からX2年3月31日までの期間。以下、「当期」という。)の会社法及び金融商品取引法に基づく監査を監査チームの主査として担当している。以下の**問 1** から **問 5** は、監査手続の実施に関する監査チームスタッフによる相談事項を記述したものである。相談を受けた時点は、**問 1** から **問 4** については、期末残高監査に入る前のX2年3月中旬であり、**問 5** については、期末残高監査開始後のX2年4月下旬である。次の[資料 1]から[資料 3]の状況を勘案して、主査として **問 1** から **問 5** の監査チームスタッフの相談に対して十分かつ適切な監査証拠を入手するためにどのような指導を実施するか、その理由とともに答えなさい。

〔資料1〕 勘定科目及びその内容

(単位：百万円)

	X1年3月期	X2年3月期 (当期見込み)
(資産の部)		
現金預金	4,852	4,866
うち定期預金残高	3,600	3,600
売掛金	4,345	6,758
うちH社への残高	535	1,182
うちI社への残高	—	1,256
製品	2,560	3,437
うち外部保管分	—	1,364
原材料	1,250	1,328
仕掛品	430	572
(負債の部)		
借入金	4,600	8,100
(貸借対照表注記の情報)		
担保に提供している資産	該当なし	該当なし

〔資料2〕 棚卸資産の保管状況の説明

E社の工場は、F工場一箇所であり、仕掛品及び原材料は全てF工場で保管している。製品は、前期までは全てF工場で保管していたが、F工場が全ての製品を保管するには手狭になってきたことから、当期より外部の倉庫であるG倉庫と保管契約を締結した。一部の製品はF工場で生産された後、G倉庫に移動して保管している。なお、G倉庫は中小規模の倉庫会社であり、棚卸資産の受払記録の正確性については、監査上検討中である。

〔資料3〕 監査人が監査で使用する重要性の基準値

監査上の重要性の基準値は、100百万円である。

問1 (監査チームスタッフの相談事項)

定期預金証書及び通帳の実査は、省略したい。

(相談の理由)

定期預金残高に重要性はあるものの、その実在性は取引金融機関への残高確認の手続により確かめることとしているため。

問 2 (監査チームスタッフの相談事項)

F 工場の期末における棚卸資産の实地棚卸の立会を省略し、会社が実施した实地棚卸に対する監査手続は実施せず、会社の实地棚卸結果をそのまま受け入れることとしたい。

(相談の理由)

工場へ行くために利用する鉄道が災害により運休となり、監査チームメンバーが工場へ行くことができなくなってしまったため。工場の实地棚卸実施者は、工場の近隣より徒歩で通勤していることから、实地棚卸は実施予定である。

問 3 (監査チームスタッフの相談事項)

G 倉庫への往査による在庫の实在性の検証は、実施しないこととしたい。

(相談の理由)

G 倉庫に保管されている製品の实在性を確かめるために、G 倉庫の運営会社から在庫証明書入手することとしているため。また、G 倉庫に預けている在庫の保管状況を確認するために、G 倉庫への往査を依頼したものの、会社の担当者からは、G 倉庫との契約後間もないため、保管体制の整備中であり、当期はG 倉庫へ往査することは不要ではないかとの提案もあったため。

問 4 (監査チームスタッフの相談事項)

大口得意先 H 社へ当初は売掛金の確認状を発送する予定であったが、確認状を発送せず、代替手続として売上計上証憑の検討を実施することとしたい。

(相談の理由)

X2 年 3 月に得意先 H 社に対する大量の出荷に伴う多額の売上が計上され、売掛金残高に金額的重要性があると想定されることから確認状の発送先に選定したが、E 社の経理担当者より得意先 H 社との間でトラブルが発生していることから、確認状の発送先から除外するように依頼されたため。

問 5 (監査チームスタッフの相談事項)

当期の新規得意先である I 社の売掛金残高に対する確認状が既に回収されている。その回答額に重要な差異が発生しているが、差異調整は実施せず、代替手続として売上計上証憑の検討と入金チェックを実施することとしたい。

(相談の理由)

当期の新規得意先である I 社に対する売掛金残高に金額的重要性があったため確認状を発送したところ、先方残高との間に多額の差異があり、得意先 I 社の債務認識額の方が小さい状況であった。この状況で会社に差異調整を依頼したところ、差異内容が多岐にわたり差異調整が困難ということであったため。

問題 3 訴訟、賠償請求及び近い将来明らかに訴訟等が提起される可能性が高い事象(以下、「訴訟事件等」という。)は、損失の発生可能性や企業が被ることとなる損失の程度及び範囲、訴訟事件等に関連する会計上の見積りに関して、高度に法律上の専門的な判断が求められる場合や、一般的に案件ごとの個別性が強いため、画一的な尺度で判断することが困難な場合がある。そのため、訴訟事件等に関しては、一般的に会計上の見積りの不確実性の程度が大きく、会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクが高くなることが多い。

訴訟事件等に関する監査手続に関連して、以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

問 1 監査人には、訴訟事件等に関連するリスク評価のために、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解が求められている。当該リスク評価手続に当たって、内部統制について監査人が理解すべき事項を2つ答えなさい。

問 2 監査人は、識別した訴訟事件等に関する重要な虚偽表示リスクを評価する場合又は実施した監査手続によって重要な訴訟事件等が存在する可能性があるとして判断した場合には、企業の顧問弁護士と直接コミュニケーションすることが求められている。企業の顧問弁護士とのコミュニケーションの手段として、顧問弁護士への質問書の送付を選択した場合に、質問書の送付の対象及び範囲を決定する際に考慮すべき事項を答えなさい。また、全ての顧問弁護士へ質問書を送付することが適切であるのはどのような場合か答えなさい。

問 3 上記 **問 2** の状況で送付する訴訟事件等に関する顧問弁護士への質問書において、通常回答を求める事項を5つ答えなさい。

問 4 重要な訴訟事件等が発生している場合に、顧問弁護士へ発送した訴訟事件等に関する質問書への回答がない又は回答を拒否された際の監査上の対応について答えなさい。

第 四 問 (150 点)

問題 1 A 株式会社(以下、「A 社」という。)は、東京証券取引所市場第一部に上場している金属製品の製造及び販売会社であり、会社法及び金融商品取引法に基づく監査の対象会社である。あなたは、グループ監査チームの主査として A 社のグループ監査に従事している。以下の**資料**を読み、**問 1** から **問 8** の各設問に答えなさい。

[資料]

① 連結グループの概要

連結子会社として豪州に B 社、東南アジアに C 社を有している。B 社は、当期から豪州で X 監査事務所による監査を受けることとなった。前任の監査事務所からの引継手続は適切に行われている。

② グループ全体、構成単位及びこれらの環境の理解

あなたは、監査契約の更新から監査計画の策定に至る過程で、グループ全体統制を含む、グループ、その構成単位及びそれらの環境を理解するために、A 社の経理・財務担当の取締役に対して、買収や合併等の組織構造の変更の予定、事業活動の変更の予定、グループ経営者等の構成の変化等について質問し回答を得た。

③ 重要な構成単位の選定

監査計画の策定の段階において、重要な構成単位を選定するに当たり、当期の予算の連結財務諸表における税引前利益に対する各構成単位の税引前利益の比率が 15 % を超過する構成単位を重要な構成単位として選定することとした。B 社と C 社の当該比率は、それぞれ 21 % と 8 % である。

C 社は、東南アジアにおいて A 社と同じ種類の金属製品の製造と販売を行っており、数年前まではグループ全体の売上高に占める C 社の売上高の比率は 10 % 程度を維持していた。しかし、中国に本社を置くライバル企業が東南アジアに進出し成長するにつれてシェアを奪われつつあり、近年は売上高が徐々に減少している。一方、C 社の棚卸資産のうち仕掛品の金額が徐々に増加しており、前期におけるグループ全体の仕掛品残高に占める C 社の仕掛品残高の比率は 13 % である。

④ X 監査事務所とのコミュニケーション

監査計画の策定の段階において行われたグループ監査チームのチームミーティングでは、A 社グループの中で B 社を重要な構成単位として選定すること、及び X 監査事務所に構成単位の財務情報の監査を依頼することが決まった。あなたは、X 監査事務所に対して、グループ監査チームとして構成単位の監査人に要求する事項を記載した指示書を送付し伝達した。後日、X 監査事務所は、グループ監査チームによって自らの作業が利用されることを理解した上で、グループ監査チームに協力することを確認し、当該事項を記載した書類をグループ監査チームへ返送した。

⑤ B社における特別な検討を必要とするリスク

あなたは、B社の近年の業績が低迷しておりB社の固定資産の金額は連結貸借対照表における重要性が高いと考えられること等を考慮して、B社における固定資産の減損処理の妥当性についてグループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクとして識別することが適切であると判断した。B社は、製造工場の不動産及び機械等を所有しており、それらを3つの資産グループにグルーピングを行い、毎年、減損処理の要否を検討している。なお、B社における固定資産の減損処理に係る内部統制の整備状況及び運用状況について、過年度に不備は検出されていない。

⑥ X監査事務所からの報告書の評価

期末監査の際に、X監査事務所から報告書を入手しグループ監査チームのメンバーに内容を検討するよう指示した。当該報告書には、B社の売掛金の増加率が売上高の増加率に比べて、若干大きい旨の記載があったが、市況の変化によるものとのコメントが付されており、当該メンバーから追加の対応は不要であると考えている旨の報告を受けた。

⑦ 後発事象の検討

あなたは、会社法監査報告書を発行するための準備を進めており、審査担当者による審査を受ける前に後発事象の有無を調査しようとしている。

問 1 [資料]①に示すとおり、B社は、当期から豪州でX監査事務所による監査を受けることとなった。あなたは、グループ監査チームが構成単位の監査人としてX監査事務所を理解するために質問書を送ることとした。質問事項を3つ答えなさい。

問 2 [資料]②に示すように、グループ監査チームは、グループ全体統制を含む、グループ、その構成単位及びそれらの環境を理解しなければならない。

- (1) グループ全体統制とは何か、答えなさい。
- (2) グループ全体統制の理解が求められる理由を答えなさい。

問 3 C社が[資料]③に示す状況にある場合、あなたは、グループ監査チームのチームミーティングにおいて、C社を重要な構成単位として選定することを主張するかどうか、その理由とともに答えなさい。

問 4 グループ監査チームは、[資料]④に示す指示書において、X監査事務所に対してグループ財務諸表の監査についてのグループ監査チームの結論に関連する事項を報告するように依頼しなければならない。報告事項に含めなければならない事項を3つ答えなさい。

問 5 [資料]⑤に示すとおり、あなたは、B社の固定資産の減損についてグループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクとして識別することが適切であると判断した。あなたが考える減損処理の回避を目的とする重要な虚偽表示リスクを次のそれぞれの段階に分けて1つずつ具体的に答えなさい。また、それぞれに関してX監査事務所に依頼する実証手続を答えなさい。

- (1) 減損の兆候がある資産グループを識別する段階
- (2) 減損の兆候がある資産グループについて減損損失を認識するかどうか判定を行う段階

問 6 あなたは、[資料]⑥に示すように、グループ監査チームのメンバーから追加の対応は不要である旨の報告を受けたが、その状況について把握するため構成単位の監査人とインターネット経由の会議を行うこととした。構成単位の監査人からは事前に質問事項を電子メールで送って欲しいとの依頼を受けている。あなたが、質問する必要があると考える事項を答えなさい。

問 7 あなたは、上記 **問 6** の会議の結果、構成単位の監査人の作業が不十分であると判断した場合にどのように対応するかを答えなさい。

問 8 [資料]⑦に示す状況において、あなたが、グループ監査チームの主査として連結子会社 B 社の後発事象の発生の有無を把握するために実施する手続を 2 つ答えなさい。

問題 2 D 株式会社(以下、「D 社」という。)は、東京証券取引所市場第一部に上場している建設業を営む会社であり、会社法及び金融商品取引法に基づく監査の対象会社である。あなたは、監査チームの主査として D 社の監査を担当している。以下の[資料]を読み、**問 1** から **問 5** の各設問に答えなさい。

[資料]

(会社の状況)

- ・ D 社の経営者は、当初の予算どおりの売上高及び利益水準を達成すること、及び株価を維持することに高い関心を示しており、株主に対して安定的な配当を行うことを重視している。
- ・ 近年、D 社は業績が低迷しており、経営者は株主や投資家から株価や業績向上のプレッシャーを受けている。
- ・ 経営者は、従業員全体に対して売上高目標の達成の状況が今後の賞与金額の査定に大きな影響を与える旨を各種の会議の冒頭で伝達するとともに、工事契約の管理者に対して、工事の採算の改善に関して強いプレッシャーを与えている。
- ・ D 社は長期大規模請負工事を行っており、当該工事に工事進行基準(原価比例法)を適用している。
- ・ D 社は、工事を受注する際に契約書の記載事項が確定していない段階で工事を開始する場合がある。
- ・ D 社の工事原価総額の見積りには、将来の経費の低減額を反映している。
- ・ D 社は、外注業者等に不利な条件を強制できるような強大な影響力を有している。
- ・ 監査チームは、工事進行基準適用案件について、不正リスクがあると判断した。

(監査チームが識別した不正リスク)

- ① D 社の見積担当部署は、受注工事について顧客と交渉中であり工事収益総額が注文書又は契約書で確定していない場合に、工事収益総額を過大に見積るリスクがある。
- ② D 社の見積担当部署は、実現可能性の低い経費低減を考慮して、工事原価総額を過小に見積もるリスクがある。
- ③ D 社の工事契約の管理者が外注業者等と共謀し、発生した工事原価を利益率のより高い工事に付替えを実施して工事原価の操作を行うリスクがある。

問 1 工事進行基準では、一般的に会計上の見積りの不確実性の程度が大きく、会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクが高くなることが多い。その原因として考えられる会計上の見積りの不確実性の要素を2つ答えなさい。

問 2 工事進行基準に関する全社的な内部統制を理解する際に、①統制環境、②財務報告に関連する情報システムと伝達、③監視活動の観点から留意すべき事項をそれぞれ1つずつ答えなさい。

問 3 あなたは、工事収益総額の見積りに関する不正リスクとして、上記[資料]の①を想定している。契約書が確定していない取引について、受注先との交渉議事録を閲覧している中で、工事収益を過大に見積っているのではないかと疑念を抱いた。それに対して実施する実証手続を2つ答えなさい。

問 4 あなたは、工事原価総額の見積り及び発生した工事原価に関する不正リスクとして、上記[資料]の②及び③を想定している。工事原価総額の見積り又は発生した工事原価について、網羅性、合理性、進捗度や処理の妥当性を検討する上で必要と考える実証手続を2つ答えなさい。

問 5 あなたは、監査の過程で、工事原価総額等(工事原価総額のほか、販売直接経費がある場合にはその見積額を含めた額)が工事収益総額を超過する可能性が高く、工事損失引当金を計上する必要があると考えられる工事を検出した。工事損失引当金に関する実証手続を2つ答えなさい。

令和 2 年度修了

令和 2 年度修了

令和 2 年度修了

令和 2 年度修了

令和 2 年度修了

令和 2 年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和 2 年度修了

令和 2 年度修了

令和 2 年度修了

令和 2 年度 修了 考査

試 験 問 題

第五問・第六問

税に関する理論及び実務

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1 頁から 26 頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は 3 時間です。
- 10 試験開始後 60 分間及び試験終了前 10 分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、必ず挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物はすべて足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは 1 台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの 1 台に限る。)
- 12 携帯電話及びスマートウォッチ等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
- 15 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

第 五 問 (150 点)

問題 1 A 株式会社(以下、「当社」という。)は小売業を営む会社であり、設立以来継続して青色申告書を提出する内国法人である。当社の当期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の法人税の確定申告において、以下の[資料1]から[資料10]に基づき、**問 1** 及び **問 2** の設問に答えなさい。なお、解答に当たっては、[解答上の留意事項]に従うものとする。

問 1 以下の[所得の金額の計算に関する明細書(別表四・抜粋)]の①から②の金額を答案用紙の解答欄の「総額」欄及び「処分」欄にそれぞれ記入して答えなさい。

なお、金額がゼロのとき又は該当がないときは「総額」欄に「なし」と記入し、「処分」欄には何も記入しないこと。

問 2 当社がこの確定申告により納付すべき法人税額について、以下の[確定納付税額の計算]の②から⑤の金額を答えなさい。なお、「別表四の所得金額又は欠損金額」の金額は千円未満の端数を切り捨て、「差引所得に対する法人税額」の金額は百円未満の端数を切り捨てて計算すること。

[解答上の留意事項]

1. 問題用紙の計算書、明細書、別表等は簡略化し、一部変更したものである。
2. 問題文に指示がある場合を除き、適法かつ当社の当期に納付すべき税額が最も少なくなる方法を用いて所得を計算すること。
3. 以下の[資料4]から[資料10]に示されている金額は全て消費税及び地方消費税を含まない金額である。
4. 過去の全ての法人税の確定申告は、各期の課税所得及び税額が最も少なくなる方法で適法になされているものとする。
5. 当期の確定申告に当たって必要な明細の記載及び証明書類の添付その他の手続は、いずれも適法に行われているものとする。
6. 問題文に記載されている事項以外は考慮しないこと。
7. 別途の指示がない限り、計算の過程で生じる1円未満の端数は切り捨てて計算すること。

[所得の金額の計算に関する明細書(別表四・抜粋)]

(単位：円)

区 分		金額
当期利益又は当期欠損の額		①
加 算	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	②
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	③
	損金経理をした納税充当金	④
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。) 及び過怠税	⑤
	減価償却の償却超過額	⑥
	役員給与の損金不算入額	⑦
	交際費等の損金不算入額	⑧
	損金経理をした罰科金等	⑨
	役員賞与引当金繰入額の損金不算入額	12,000,000
	棚卸資産評価損の損金不算入額	⑩
	投資有価証券評価損の損金不算入額	⑪
	貸倒損失の損金不算入額	⑫
	広告宣伝費の損金不算入額	⑬
	法人税等調整額	650,000
	その他加算する項目	***
	小計	
減 算	納税充当金から支出した事業税等の金額	⑭
	受贈益の益金不算入額	⑮
	一括償却資産当期損金認容額	⑯
	役員賞与引当金繰入額の認容額	⑰
	減損損失認容額	⑱
	繰延資産当期損金認容額	⑲
	その他減算する項目	***
小計		***
仮計		54,000,000
寄附金の損金不算入額		⑳
法人税額から控除される所得税額		㉑
差引計		***
所得金額又は欠損金額		***

[確定納付税額の計算]

(単位：円)

別表四の所得金額又は欠損金額(千円未満の端数切捨て)		㉒
法人税額の計算	所得金額***万円以下に係る税額(税率 15%)	㉓
	所得金額***万円超に係る税額(税率 23.2%)	***
	小計	***
控除税額		***
差引所得に対する法人税額(百円未満の端数切捨て)		***
中間申告分の法人税額		㉔
差引確定法人税額		㉕

[資料1] 当社の概要

1. 事業内容は婦人既製服及びインテリア雑貨の小売業である。
2. 資本金及び資本金等の額はいずれも 30,000,000 円である。また、当期中に配当金総額 1,000,000 円を支払っている(この配当金は、全て当期に支払の効力が生じたものである)。
3. 株主構成は、以下のとおりである(平成 20 年 4 月 1 日の設立時より当期末までの間に変更はない)。

相談役 B	8,500 株
経理部長 C (B の長女)	1,000 株
代表取締役 D (C の夫)	<u>500 株</u>
発行済株式総数	<u>10,000 株</u>

4. 前期(平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで)以前から繰り越された青色欠損金はない。
5. 子会社は E 株式会社(当社が販売する商品を製造している。以下、「E 社」という。)のみであり、同社の設立以来、その発行済株式の 100 % を保有している。E 社は設立以来一度も配当を行っていない。

[資料2] 当社の会計及び税務処理に関する事項

1. 消費税及び地方消費税について税抜経理方式を採用している。
2. 納税地の所轄税務署長に対して事前確定届出給与に関する届出書、棚卸資産の評価方法の届出書及び減価償却資産の償却方法の届出書を提出したことはない。

[資料3] 損益計算書(一部抜粋)

		(単位：円)
税引前当期純利益		50,963,001
法人税、住民税及び事業税	20,758,759	
法人税等調整額	<u>650,000</u>	<u>21,408,759</u>
当期純利益		<u>29,554,242</u>

[資料4] 税金等の納付等の状況

1. 当期の法人税等に係る各勘定科目の計上金額の状況は、以下の表のとおりである。

なお、以下の表において正の金額は借方金額、△が付されている金額は貸方金額である。

(単位：円)

勘定科目 計上内容等	損益計算書		貸借対照表	
	受取利息	法人税、住民 税及び事業税	現金及び預金	未払法人税等
期首残高			***	△30,021,200
前期分の確定納付				
法人税			△17,904,000	17,904,000
地方法人税			△787,700	787,700
道府県民税及び市町村民税			△3,564,500	3,564,500
事業税及び地方法人特別税			△7,765,000	7,765,000
当期分の予定納付				
法人税		8,952,000	△8,952,000	
地方法人税		393,800	△393,800	
道府県民税及び市町村民税		1,782,200	△1,782,200	
事業税及び特別法人事業税		3,882,400	△3,882,400	
源泉所得税等(注)	△459	459		
期末の決算整理による見積計上		5,747,900		△5,747,900
期末の財務諸表計上額	***	20,758,759	***	△5,747,900

(注) 預金利子について源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の合計である。

2. 当期に租税公課として損金経理した金額の内訳は、以下のとおりである。

印紙税	230,000 円
固定資産税	1,120,000 円
不納付加算税	10,000 円
交通反則金	45,000 円 (注)

(注) 代表取締役 D が取引先へ打合せに向かう途中で起こした交通違反に係るもの 15,000 円、従業員が休暇中に起こした交通違反に係るもの 30,000 円の合計である。

[資料5] 役員給与等に関する事項

1. 前期末に、当期に支給することが見込まれた取締役に対する役員給与に係る役員給与引当金 10,000,000 円を計上し、同額の役員給与引当金繰入額を損金経理していた。
当期に入り、取締役へ役員給与 10,000,000 円を実際に支給し、同額だけ引当金を取り崩す会計処理をした。当期末に、来期に支給することが見込まれる役員給与に係る役員給与引当金 12,000,000 円を計上し、同額の役員給与引当金繰入額を損金経理した。
2. 相談役 B は、前期末に取締役を退任して当期首から相談役に就任して勤務している。当期中、当社は相談役 B に対して継続して月額 100,000 円の給与を支払っていた。
3. 当期中、当社は経理部長 C に対して継続して月額 400,000 円の給与を支払っていたほか、一般の従業員の給与支給時期と同じ 6 月及び 12 月にそれぞれ 400,000 円ずつ(合計 800,000 円)の給与を支払った。なお、経理部長 C は過去から現在まで役員であったことはないが、常に取締役会に出席して重要な経営方針の決定に参画している。
4. 前期首に、当社は代表取締役 D に対して 50,000,000 円を、無利息かつ令和 10 年 3 月 31 日に一括返済を受ける内容の金銭消費貸借契約を締結して貸し付けた。前期及び当期の当社の借入金の平均調達金利は 2.0 % である。本貸付けを実行して以降、当期末に至るまでの期間においてこの貸付けに係る返済を受けた事実はない。
5. 法人税法第 34 条第 2 項(過大役員給与の損金不算入)の適用の可能性を考慮する必要はない。

[資料6] 有形固定資産等に関する事項

1. 前期において、新店舗開設のため、令和元年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までを契約期間とする賃貸借契約を締結して建物を借り受けた。本賃貸借契約は賃借期間の更新ができず、かつ、有益費の請求又は買取り請求をすることができない内容になっていた。この契約期間の開始に先立って貸主の好意を受けて建物に立ち入り、店舗開店に向けて 10,000,000 円をかけて造作工事(全て建物についてされたものである。)をして、契約期間の開始の日から事業の用に供するとともに、この 10,000,000 円を建物に計上した。この造作について、賃借した建物の耐用年数、本造作の種類、用途、使用材質等を勘案して合理的に見積った耐用年数は 15 年であった。
前期末において、この建物について税務上認められる耐用年数の中から前期に係る償却限度額が最も大きくなるものを採用して計算した減価償却費を損金経理し、同額だけこの建物の帳簿価額を減額した。当期末において、この建物について前期同様に減価償却をし、その上、店舗の収益性が急激に悪化したことから減価償却後の期末帳簿価額相当額の減損損失を損金経理して、同額だけこの建物の帳簿価額を減額した。
2. 前期において土地 F に係る減損損失 17,000,000 円を損金経理していた。当期中にこの土地 F (期首簿価 13,000,000 円)を 18,000,000 円で第三者に譲渡し、5,000,000 円の固定資産売却益を計上した。

3. 令和元年8月31日にパソコン30台を4,500,000円(1台150,000円)で購入し、同日の属する事業年度において全額を消耗品費として損金経理した上、法人税申告上は全て一括償却資産として扱っていた。当期中にこれらのパソコンのうち15台を廃棄した。
4. 耐用年数に対応する償却率表は以下のとおりである。

耐用年数 (年)	定額法償却率	平成24年4月1日以後取得分の定率法		
		定率法償却率	改定償却率	保証率
4	0.250	0.500	1.000	0.12499
15	0.067	0.133	0.143	0.04565

[資料7] 繰延資産に関する事項

平成30年9月1日にインテリア雑貨小売業の同業者団体に加入し、加入金6,000,000円を支払って同日の属する事業年度においてその全額を損金経理していたが、令和2年6月30日にこの団体を脱退した。なお、この団体の構成員としての地位は、他に譲渡することができず、また、この加入金は出資の性質を有するものではなかった。

[資料8] 資産の評価損に関する事項

1. 当社商品である婦人服Gは、いわゆる季節商品であり、当期末の時点において多くが売れ残ってしまった。この商品は既往の実績に照らして今後通常の価額で販売することができないことが明らかであるため、今後販売可能な価額に評価換えするために棚卸資産評価損13,000,000円を損金経理して同額だけこの棚卸資産の帳簿価額を減額した。
2. 長期保有目的で所有している取引所売買有価証券は前期以前に1株当たり9,985円で2,000株購入したものである。この有価証券の当期末の日の終値が1株当たり2,815円まで下落しており、かつ、近い将来株価の回復が見込まれないことから、当期末において、投資有価証券評価損14,340,000円を損金経理して同額だけこの有価証券の帳簿価額を減額した。なお、取得から当期末までの間、この有価証券が売買目的有価証券に該当していたことはない。

[資料9] 貸倒れに関する事項

1. 令和元年12月1日に普段取引のない同業のX株式会社(以下、「X社」という。)に対して遊休状態にあった土地Hを80,000,000円で譲渡したが、同日に70,000,000円の支払を受けたのみで、残余の10,000,000円は当期末に至るまで回収できておらず、同額が未収入金に計上されている。これはこのX社が十分な支払能力を有しているにもかかわらず、感情的な問題から支払を拒否しているためである。当期末において、取引から1年以上経過した事実を鑑み、債権金額から備忘価額1円を控除した9,999,999円を貸倒損失として損金経理した。
2. 法人税法第52条(貸倒引当金繰入額の損金算入)の適用の可能性を考慮する必要はない。

[資料 10] その他の事項

1. 当社初の試みとして、令和3年2月から婦人服商品に購入者が国内旅行への招待キャンペーンに応募できる抽選券を付けて販売した。この抽選券付販売は当期末の日に終了し、予定していた数量を完売した。抽選券による応募可能期間は令和3年4月1日から同年4月30日までの間であり、旅行の催行は同年10月を予定している。当期末において、定員全員を旅行に招待することになったと仮定して当社が負担することになると見込まれる費用4,000,000円を広告宣伝費として損金経理し、同額を未払金に計上した。

2. 当期に交際費として損金経理した金額及びその内訳は、以下のとおりである。

取引先を接待するために支出した飲食費	11,567,000円 (注)
従業員2名に支給した結婚祝い金	60,000円
当社社名入りカレンダーの贈答費用	<u>600,000円</u>
合計	<u>12,227,000円</u>

(注) この金額の中には取引先を招いて開いた慰労会の費用(会場となった飲食店に支払った3,500,000円からパーティーの際に取引先から受け取った祝い金340,000円を差し引いた3,160,000円を損金経理した。)が含まれており、これを含め、この金額の全般について接待飲食費(租税特別措置法第61条の4第4項)に当たる。従って、この金額の中には1人当たり5,000円以下の飲食費で一定の要件を満たしているもの(租税特別措置法第61条の4第4項第2号)は含まれていない。

3. 当期に支払い、寄附金として損金経理した金額及びその内訳は、以下のとおりである。

指定寄附金(法人税法第37条第3項第2号)	200,000円
神社の祭礼の寄贈金	<u>2,000,000円</u>
合計	<u>2,200,000円</u>

4. E社への未払金2,000,000円についてE社と協議の上当期末の日までに債務免除を受け、同額を債務免除益として収益の額に計上した。

問題 2 消費税及び地方消費税について、以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

問 1 以下の[資料]を基に、J株式会社(本店は東京都に所在している。)の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの課税期間の消費税の納税義務の有無を判定し、その結論と理由を簡潔に答えなさい。なお、[資料]に記載されている事項以外は考慮しないこと。

[資料]

1. J株式会社は、平成30年5月1日に資本金3,000,000円で個人1人が全額出資して設立された。
2. 本資料の記載金額は、全て税込経理方式によるものである。
3. J株式会社は、納税地の所轄税務署長に対して消費税課税事業者選択届出書を提出したことはない。
4. J株式会社の平成30年5月1日から平成31年3月31日までの課税期間における課税売上高は、8,860,000円だった。
5. J株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの課税期間の課税売上高及び給与の金額は、以下のとおりだった。なお、給与は全て所得税の課税対象であり、当月分を当月払いしていた。

(単位：円)

項目	平成31(令和元)年			令和2年
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
課税売上高	5,200,000	5,700,000	6,500,000	5,800,000
給与	5,000,000	4,650,000	5,000,000	5,200,000

問 2 K株式会社(本店は大阪府に所在している。)は、従来からの取引先との間で、令和2年10月1日に国内に拠点を有する電子部品の製造部門を以下の[資料]のとおり条件で譲渡する事業譲渡契約を締結し、同日に事業譲渡を行った。このときのK株式会社の当該取引に係る消費税の課税標準額を答えなさい。なお、以下の[資料]に記載した金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額である。

[資料]

1. 譲渡する資産とその対価の額
棚卸資産 46,750,000円
建物 27,500,000円
営業権 55,000,000円
土地 99,000,000円
2. 引き受けさせる負債とその金額
借入金 38,500,000円

3. 事業譲渡に際して支払を受ける総額

189,750,000円（注）

（注） この他、消費税及び地方消費税の精算等のための金銭の授受は一切行わない。

問 3 一般的に、消費税の課税事業者がある課税期間において所轄税務署長宛に消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書を提出してその末日までに承認を得ることを検討する必要があるのは、その課税期間中にどのような取引を行った場合か。具体例を1つ答えなさい。

問 4 L株式会社(以下、「当社」という。)は、日本国内に本社を有し、コンサルティング業を営む会社である。当社の当期(令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間の課税期間)の消費税及び地方消費税の確定申告について、後述の[資料1]及び[資料2]に基づき、以下の[課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表]及び[消費税及び地方消費税の確定納付税額の計算]の①から⑳の金額、数値又は語句を答えなさい。なお、解答に当たっては[解答上の留意事項]に従うものとする。また、解答案の作成に当たっては[資料3]の計算シートを使用することができる。ただし、本計算シートそれ自体は採点の対象ではないことに注意すること。

消費税及び地方消費税の税率は以下のとおりである。

	標準税率	軽減税率
消費税	7.8%	6.24%
地方消費税	2.2%	1.76%
合計	10.0%	8.0%

[解答上の留意事項]

1. 計算方法が複数ある場合は、問題文に指示がある場合を除き、当期の納付すべき消費税額及び地方消費税額が最も少なくなる又は還付税額が最も多くなる計算方法を用いること。
2. 課税仕入れについて、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(以下、「その他の資産の譲渡等」という。)にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの(以下、「共通課税仕入れ」という。)の区分は、特に記載があるものを除き、資産の譲渡等との対応関係が明確なものは、課税資産の譲渡等にのみ要するもの又はその他の資産の譲渡等にのみ要するものとし、これら以外のものは共通課税仕入れとする。
3. 問題文に記載されている事項以外は、考慮しないこと。
4. 解答に際して、金額がマイナスのときは金額に「△」を付し、ゼロのときは「なし」と記載すること。また、問題文に指示がある場合を除き、計算の過程で生じる1円未満の端数は切り捨てて計算しなさい。

[課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表]

I 課税売上割合の計算

課税売上高(税抜き)	①円
免税売上高	②円
非課税売上高	③円
資産の譲渡等の対価の額	④円
課税売上割合(%表示した上で小数点第3位以下の端数切捨て)	⑤%

(注) 以下の計算では、課税売上割合として端数処理後の数値である⑤%を使用すること。

II 課税仕入れ等の消費税額の合計額の計算

課税仕入れ等の区分		支払対価(税込み)		消費税額	
		標準税率	軽減税率	標準税率	軽減税率
課税仕入れ	課税資産の譲渡等によりのみ要するもの	⑥円	***円	***円	***円
	その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの	⑦円	***円	***円	***円
	共通課税仕入れ	⑧円	***円	***円	***円
	合計	***円	***円	***円(A)	***円(B)
課税仕入れ等の消費税額の合計額(A+B)				⑨円	

III 控除対象仕入税額の計算

個別対応	⑨のうち、課税資産の譲渡等によりのみ要するもの	⑩円
	⑨のうち、共通課税仕入れ	***円
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の消費税額	⑪円
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の消費税額		⑫円
採用する計算方法 … (⑬)方式		

[消費税及び地方消費税の確定納付税額の計算]

消費税額の計算	課税標準額(千円未満の端数切捨て)	⑭円
	課税標準額に対する消費税額	***円
	控除対象仕入税額	***円
	差引税額(百円未満の端数切捨て)	⑮円
	中間納付税額	⑯円
	確定納付税額	⑰円
地方消費税額の計算	課税標準額	***円
	課税標準額に対する譲渡割額(百円未満の端数切捨て)	⑱円
	中間納付譲渡割額	⑲円
	確定納付譲渡割額	***円
消費税及び地方消費税の確定納付税額の合計		⑳円

[資料1] 当社の概況

1. 消費税及び地方消費税は、設立当初から当期末に至るまで継続して税込経理方式により会計処理している。
2. 前々期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の課税売上高は10,000,000円を超えていた。
3. 当期中に納付した消費税及び地方消費税の中間申告納付税額は24,000,000円(消費税額18,720,000円、地方消費税額5,280,000円の合計)であり、全額を租税公課(以下の[資料2]では「その他の費用」に含まれている。)に計上している。
4. 前期に係る消費税及び地方消費税の確定申告は、個別対応方式により仕入れに係る消費税額の計算を行った。
5. 国外事業者から電気通信利用役務の提供を受けたことはない。
6. 納税地の所轄税務署長に対して消費税課税事業者選択届出書、消費税簡易課税制度選択届出書及び消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書を提出したことはない。
7. 消費税法の各条項の適用に必要な帳簿、請求書その他の書類は全て適法に保存している。

[資料2] 損益計算書(要約)

	(単位:円)
売上高	572,195,000 (注1)
売上原価	
給与	268,000,000 (注2)
外注費	13,860,000 (注2)
販売費及び一般管理費	
給与	68,000,000 (注2)
外注費	2,640,000 (注2)
接待交際費	9,050,000 (注2)
その他の費用	127,830,700 (注2)
営業外収益	
受取家賃	7,200,000 (注1)
受取利息	160,000 (注1)
税引前当期純利益	90,174,300
法人税、住民税及び事業税	***
法人税等調整額	***
当期純利益	***

(注1) 収益科目に関する事項

1. 売上高のうち、海外に本店所在地があり日本国内に支店を有しない会社へのコンサルティング業務に係る売上高が14,000,000円あり、その他は全て日本国内に本店所在地がある会社に対するコンサルティング業務に係る売上高である。なお、これらの売上高の中に軽減税率対象品目に係る売上高はない。
2. 受取家賃は日本国内に保有する居住の用に供されるマンションの賃貸料である。
3. 受取利息は日本国内の銀行の預金に係る利息である。

(注2) 費用科目に関する事項

1. 売上原価の給与はコンサルティング業務に専従している者の給与、販売費及び一般管理費の給与は管理業務に専従している者の給与であって、これらは全て消費税の課税対象外である。
2. 外注費の内訳は以下のとおりであり、いずれも国内取引である。

(売上原価)

(単位：円)

支払先	内容	金額
M 株式会社	顧客から受注した業務のうち、環境及びITに関する調査を外注したことにより生じた費用	9,900,000
N 公認会計士	顧客から受注した業務のうち、会計に関する調査を外注したことにより生じた費用	3,960,000

(販売費及び一般管理費)

(単位：円)

支払先	内容	金額
O 税理士法人	当社の税務申告書の作成報酬	2,640,000

3. 接待交際費の内訳は以下のとおりであり、いずれも国内取引である。

(単位：円)

内容	金額
コンサルティング業務に専従している従業員に支払った慶弔金	150,000
顧客に持参した贈答用商品券代	100,000
コンサルティング業務に係る顧客との会食のための飲食店での飲食費	8,360,000
社内の忘年会のための飲食店での飲食費	440,000

4. その他の費用のうち、課税仕入れに係る支払対価の額は77,830,700円であり、その他は消費税の課税対象外である。そして、課税仕入れに係る支払対価の額のうち、課税資産の譲渡等によりのみ要するものは24,920,500円(軽減税率対象品目に係るものはない。)、その他の資産の譲渡等によりのみ要するものは1,584,000円(軽減税率対象品目に係るものはない。)であり、残りのうち286,200円は軽減税率対象品目に係るものである。

[資料3] 計算シート

[収益科目の集計表]

(単位：円)

項目名	損益計算書科目名称			合計金額 (税込み)	左の税抜き 金額	消費税及び 地方消費税 の額
	売上高	受取家賃	受取利息			
課税売上高						
免税売上高						
非課税売上高						
合計	572,195,000	7,200,000	160,000			

[費用科目の集計表]

(単位：円)

項目名		損益計算書科目名称						合計金額 (税込み)	消費税 の額
		売上原価		販売費及び一般管理費					
		給与	外注費	給与	外注費	接待 交際費	その他 の費用		
課 税 取 引	課税対応 (注1)	標準税率							
		軽減税率							
	非課税対応 (注2)	標準税率							
		軽減税率							
	共通対応 (注3)	標準税率							
		軽減税率							
その他									
合計		268,000,000	13,860,000	68,000,000	2,640,000	9,050,000	127,830,700		

(注1) 課税対応とは、課税資産の譲渡等により要するものものを指す。

(注2) 非課税対応とは、その他の資産の譲渡等により要するものものを指す。

(注3) 共通対応とは、共通課税仕入れのものを指す。

問題 3 以下の[事例]において甲が税務調査で指摘を受けた所得税の過少申告について、次の**問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。なお、解答に当たってはあらかじめ[事例]とその後に続く[参照条文]を参照すること。

問 1 税務職員が本旅行代金は甲の事業所得計算上の必要経費に当たらないと判断した理由はどのようなものだと考えられるか。[事例]に記載されている事実関係や甲に対するこの税務職員の陳述内容を[参照条文]の条文に当てはめて述べなさい。

問 2 甲が所得税の増額更正処分とともに賦課決定処分を受ける可能性がある加算税の名称を1つ答えなさい。

問 3 甲が所轄税務署長から所得税の増額更正処分を受けた後、その処分について争うためにとることができる手段について簡潔に説明しなさい。

[事例]

甲はデザイナー業を営む個人であり、平成29年の創業以来現在に至るまで、その従業員は甲の配偶者である乙のみである。創業以来、甲は青色申告の承認を受けており、乙は青色事業専従者であった。甲と乙の間には令和2年12月末日現在において8歳になる子が1人いる。

乙は原則として月曜日から金曜日まで毎日、午前10時から午後5時まで甲の事務所で勤務し、接客、郵便物の受取り、電話番、資料作成の補助、会計帳簿への記帳、現金出納の各業務を行っていた。

従来、甲とその家族は毎年正月に家族旅行をしていたが、令和元年8月、甲は普段から家事に加えて業務をこなす乙の慰労を兼ねて夏にも旅行することを思い立ち、甲乙と子の3人で南国リゾート地へ6日間旅行した(以下、この旅行を「本旅行」という)。8月を旅行時期に選んだのは、甲の顧客が休業しており業務への影響が小さいためと、子が夏休みであるためであった。現地では家族3人でビーチでの水遊び、観光地巡りや買い物を楽しんだ。甲は、本旅行の代金のうち子の分を除いた80万円(以下、「本旅行代金」という。)を福利厚生費の名目で甲の事業所得計算上の必要経費に算入して令和元年分の所得税の確定申告をした。なお、甲は、毎年正月の旅行の代金を各年分の必要経費に算入したことはなかった。

令和2年中に所得税の税務調査が行われ、甲は税務職員から、「甲は本旅行を福利厚生行事というが、本旅行は家族3人で子の夏休み期間中に観光地を訪れたもので、現地での過ごし方からしても、客観的には一般のサラリーマン家庭がする家族旅行と何ら異ならない」、「本旅行の他にも毎年正月に家族で旅行をしているが、本旅行代金だけを格別に扱う理由が見当たらない」、といった事情から、本旅行代金は令和元年分の事業所得計算上の必要経費には当たらないという指摘を受けた。

甲はこの指摘に納得できなかつたため、修正申告の懲罰には応じず、所得税の増額更正処分を受けることにした。

[参照条文]

(所得税法)

第二十七条 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得(山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいう。

2 事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

第三十七条 その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額…(中略)…の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用(償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。)の額とする。

2 (以下省略)

第四十五条 居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

一 家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの

二 (以下省略)

2 (以下省略)

(所得税法施行令)

第九十六条 法第四十五条第一項第一号(必要経費とされない家事関連費)に規定する政令で定める経費は、次に掲げる経費以外の経費とする。

一 家事上の経費に関連する経費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費

二 前号に掲げるもののほか、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者に係る家事上の経費に関連する経費のうち、取引の記録等に基づいて、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であつたことが明らかにされる部分の金額に相当する経費

(満点 300点) { 第五問とあわせ
時 間 3時間 }

第 六 問 (150 点)

以下の **問題 1** から **問題 5** の設問に答えなさい。

なお、解答に当たっては、[解答上の留意事項]に従うものとする。

[解答上の留意事項]

1. 問題文に指示がある場合を除き、納付すべき税額が最も少なくなる計算方法を用いること。
2. 問題文に記載されている事項以外は考慮しないこと。
3. 計算の過程で生じる 1 円未満の端数は切り捨てて計算すること。
4. 消費税及び地方消費税については、考慮しないこと。
5. 租税条約については、考慮しないこと。
6. 外貨については、適正に円貨に換算している。
7. 法令上必要な書類の作成、申告書添付及び保存は、適切に実施されている。

問題 1 P 株式会社(以下、「P 社」という。)は、製造業を営む資本金 1 億円の内国法人であり、設立以来継続して青色申告書を提出している。

P 社の当事業年度(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで)の取引等について、以下の[資料 1]及び[資料 2]を参照し、**問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

[資料 1] P 社の当事業年度の受取配当等に関する明細

P 社では、受取配当等は当事業年度の収益に計上し、源泉所得税等は費用処理している。

株式等	配当等の種類	配当等の計算期間	配当等の支払基準日	左記基準日の P 社の株式等保有割合	配当等の金額(円)	源泉所得税等の額(円) (注 1)
A 株式 (注 2)	利益剰余金の配当	平成 31 年 4 月 1 日 令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日	1 % 未満	80,000	12,252
B 株式 (注 3)	利益剰余金の配当	平成 31 年 4 月 1 日 令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日	100 %	300,000	61,260
C 株式 (注 4)	利益剰余金の配当	平成 31 年 4 月 1 日 令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日	15 % (議決権割合は 25 %)	2,000,000	200,000
D 株式 (注 5)	利益剰余金の配当	平成 31 年 4 月 1 日 令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日	20 %	500,000	102,100
E 証券投資信託 (注 6)	収益の分配	令和 元年 10 月 1 日 令和 2 年 9 月 30 日	— — —	— — —	10,000	1,531

(注 1) 源泉所得税等の額は、所得税及び復興特別所得税の合計額又は外国税額である。

(注 2) A 株式の発行法人は、上場会社の内国法人である A 株式会社である。

P 社は、A 株式を令和 2 年 3 月 10 日に初めて取得したものの、令和 2 年 5 月 20 日には、その全ての保有株式を譲渡した。

(注 3) B 株式の発行法人は、非上場会社の内国法人である B 株式会社である。

P 社は、B 株式について、平成 10 年に発行済株式数の 20 % の 60,000 株を取得していた。その後、事業戦略の一環として、令和元年 6 月 11 日に、残りの 80 % の 240,000 株も資本関係のない第三者から取得し、現在に至っている。

(注 4) C 株式の発行法人は、X 国に本店のある非上場会社の外国法人の C 株式会社(以下、「C 社」という。)である。

P 社は、C 株式を平成 10 年に取得して以来、現在に至るまで保有株式及び議決権割合の異動はない。

なお、C 社は、いわゆるタックス・ヘイブン対策税制が適用されない会社であり、支払配当金は、C 社の所得の金額の計算上損金の額に算入されない。

(注5) D株式の発行人は、非上場会社の内国法人であるD株式会社(以下、「D社」という。)である。D社は、平成10年に、P社が20%を、F株式会社(以下、「F社」という。)が80%を出資して設立し、現在に至るまで同じ出資状況である。

なお、F社は、P社が100%出資をして、平成2年に設立した非上場会社の内国法人であり、その出資状況に変更はなく現在に至っている。

(注6) E証券投資信託は、平成25年から保有している公社債投資信託以外の証券投資信託(特定株式投資信託ではない。)である。

[資料2] 関連法人株式等から受ける配当等から控除する負債利子

1. P社の当事業年度の受取配当等の益金不算入の規定(法人税法第23条)に従った計算では、配当等の額から控除する負債利子の額は、法人税法施行令第22条4項に規定する基準年度実績の割合(小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に基づいて計算する。
2. P社の当事業年度の負債利子の額の合計は、5,000,000円である。
3. P社の基準年度の負債利子の額の合計は11,000,000円であり、法人税法施行令第22条1項に規定する総資産按分方式に従って計算したP社の基準年度の関連法人株式等に係る負債利子の額の合計は、285,219円である。

問1 P社の当事業年度の所得に対する法人税の計算について、以下の(1)及び(2)の設問に答えなさい。

(1) 上記[資料1]の各株式等の配当等ごとに、上記[資料2]も考慮して、受取配当等の益金不算入の規定(法人税法第23条)及び外国子会社から受ける配当等の益金不算入の規定(法人税法第23条の2)に従って計算される益金不算入額を答えなさい。

なお、該当のない場合やゼロの場合には、「なし」と記載すること。

(2) 上記(1)において、益金不算入額が算定された配当等について、以下の(ア)から(オ)の配当等のいずれに該当するか、答案用紙の分類欄に記載した上で、その理由を説明しなさい。

また、上記(1)で「なし」と記載した配当等についても、答案用紙の分類欄に「なし」と記載した上で、その理由を説明しなさい。

(ア) 完全子法人株式等(法人税法第23条第5項)から受ける配当等の額

(イ) 関連法人株式等(法人税法第23条第6項)から受ける配当等の額

(ウ) 非支配目的株式等(法人税法第23条第7項)から受ける配当等の額

(エ) 完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等以外の株式等(法人税法第23条第1項)から受ける配当等の額

(オ) 外国子会社(法人税法第23条の2第1項)から受ける配当等の額

問 2 上記[資料 1]の源泉所得税等の額について、P社の当事業年度の所得に対する法人税を計算する際の、「法人税の額から控除される所得税及び復興特別所得税の額」を計算過程も明示して答えなさい。

なお、個別法や銘柄別簡便法による場合、算式中の分数の割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

問 3 C株式の源泉所得税等の額は、P社がC社からの配当受取時にX国に納付するために源泉徴収された外国税額である。

この外国税額は、P社の当事業年度における法人税の確定申告時の所得金額の計算及び外国税額控除の計算では、どのように取り扱うかを説明しなさい。

問題 2 日本の居住者である個人甲が以下の[資料 1]の株式等を保有し、配当等を受け取っていた場合、甲の令和 2 年分(令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日まで)の所得税の計算について、以下の[資料 1]から[資料 3]を参照して、**問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

[解答上の前提条件]

1. 配当所得の確定申告不要制度(租税特別措置法第 8 条の 5)も考慮して、納税者の所得税及び復興特別所得税の負担が最も少なくなるように計算すること。
2. 甲は令和 2 年分の所得税の確定申告では、配当所得の金額について、申告分離課税を選択しないものとする。
3. 住民税は、考慮しないこと。

[資料 1] 甲の令和 2 年分の受取配当等に関する明細

※ 上記 **問題 1** の[資料 1]の A 株式から D 株式までの内容と同一である。

株式等	配当等の種類	配当等の計算期間	配当等の支払基準日	左記基準日の甲の株式等保有割合	配当等の金額(円)	源泉所得税等の額(円) (注 1)
A 株式 (注 2)	利益剰余金の配当	平成 31 年 4 月 1 日 令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日	1 % 未満	80,000	12,252
B 株式 (注 3)	利益剰余金の配当	平成 31 年 4 月 1 日 令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日	100 %	300,000	61,260
C 株式 (注 4)	利益剰余金の配当	平成 31 年 4 月 1 日 令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日	15 % (議決権割合は 25 %)	2,000,000	200,000
D 株式 (注 5)	利益剰余金の配当	平成 31 年 4 月 1 日 令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日	20 %	500,000	102,100

(注 1) 源泉所得税等の額は、所得税及び復興特別所得税の合計額又は外国税額である。

(注 2) A 株式の発行法人は、上場会社の内国法人である A 株式会社である。

甲は、A 株式を令和 2 年 3 月 10 日に初めて取得したものの、令和 2 年 5 月 20 日には、その全ての保有株式を譲渡した。その譲渡所得の金額はゼロであった。

(注3) B株式の発行法人は、非上場会社の内国法人であるB株式会社(以下、「B社」という。)である。

甲は、B株式について、平成10年に発行済株式数の20%の60,000株を取得していた。その後、令和元年6月11日に、残りの80%の240,000株も第三者から取得し、現在に至っている。

(注4) C株式の発行法人は、X国に本店のある非上場会社の外国法人のC株式会社(以下、「C社」という。)である。

甲は、C株式を平成10年に取得して以来、現在に至るまで保有株式及び議決権割合の異動はない。

なお、C社は、いわゆるタックス・ヘイブン対策税制が適用されない会社であり、支払配当金は、C社の所得の金額の計算上損金の額に算入されない。

(注5) D株式の発行法人は、非上場会社の内国法人であるD株式会社(以下、「D社」という。)である。D社は、平成10年に、甲が20%を、F株式会社(以下、「F社」という。)が80%を出資して設立し、現在に至るまで同じ出資状況である。

なお、F社は、甲が100%出資をして、平成2年に設立した非上場会社の内国法人であり、その出資状況に変更はなく現在に至っている。

[資料2] 甲の給与その他の所得の状況

B社の役員である甲は、B社から受け取る役員報酬以外の令和2年分の総所得金額に係る収入金額は、上記[資料1]の配当等のみであった。

なお、甲は、全ての株式等を手許資金で購入し、また特定口座や非課税口座を保有していない。甲の令和2年分のB社からの給与等に係る年末調整済みの源泉徴収票に記載された主な項目は、次のとおりである。

・ 給与収入の額	13,950,000円
・ 給与所得の金額	12,000,000円
・ 所得控除の額の合計額	3,000,000円
・ 源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額	1,464,100円

[資料3] 所得税の速算表

計算式：税額：(a)×(b)－(c) ((a)の金額は1,000円未満の端数切捨て)

課税総所得金額(a)		税率(b)	控除額(c)
1,950,000円以下		5%	— — —
1,950,000円超	3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超	6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超	9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超	18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超	40,000,000円以下	40%	2,796,000円
40,000,000円超		45%	4,796,000円

(注) 上記に併せて基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税の額を申告及び納付する。

問 1 令和2年分の所得税の確定申告に当たって、申告すべき総合課税の配当所得の金額を配当等ごとに答えなさい。

なお、該当しない場合やゼロの場合には、「なし」と記載しなさい。

問 2 令和2年分の所得税の確定申告に当たって、配当控除の金額を、計算過程も明示して答えなさい。

問 3 令和2年分の所得税の確定申告に当たって、課税総所得金額に係る「控除する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」を、計算過程も明示して答えなさい。

問題 3 G 株式会社(以下、「G 社」という。)は、卸売業を営む資本金 1 億円の内国法人の同族会社であり、設立以来継続して青色申告書を提出している。

G 社の当事業年度(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで)の、以下の[資料 1]から[資料 4]に記載した取引について、**問** の設問に答えなさい。

[資料 1] 役員に昇格した乙に係る事項

1. G 社は、令和 2 年 6 月 29 日の株主総会において、営業部長である乙(以下、「乙」という。)を常務取締役営業部長に選任し、令和 2 年 7 月より、月額 1 百万円の役員給与を支給することを決議した。G 社は、令和 3 年 3 月まで、その決議どおりに支給し、それぞれ費用処理した。
2. G 社は、当事業年度の営業成績が好調であるため、令和 3 年 3 月に営業部門の各従業員に一律 50 万円の臨時賞与を支給した。その際、乙も、営業部長兼務として功績が大きいと認め、同様に臨時賞与 50 万円を支給し、費用処理した。

[資料 2] 社外監査役丙に係る事項

G 社は、適正な手続により、納税地の所轄税務署長に対して法人税法第 34 条 1 項二号に規定する事前確定届出給与の届出(以下、「届出」という。)を行っている。

社外監査役丙(以下、「丙」という。)に対しても、毎期 1 回の役員給与だけを支払っている。当事業年度も、届出に沿い、令和 2 年 12 月 10 日に 1 百万円を丙に支払い、費用処理した。

しかし、事務の都合により、令和 3 年 1 月分以後、各月 10 万円の役員給与を支給することに変更し、当事業年度末までに丙に 30 万円を支払い、費用処理した。

[資料 3] 各取締役を被保険者とする保険契約に関する事項

1. G 社は、全ての取締役を被保険者とし、満期保険金及び死亡保険金の受取人を G 社とする養老保険に加入し、毎年 3 月に生命保険会社へ保険料を支払っている。
2. G 社は、毎年その支払保険料を費用に計上した上で、各事業年度の所得に対する法人税の計算では、損金不算入として処理している。
3. G 社の専務取締役である丁(以下、「丁」という。)は、令和 2 年 11 月 20 日に死亡した。

G 社は、当事業年度に、上記の丁を被保険者とする保険契約に基づき、生命保険会社から保険金 100 百万円が入金され、収益に計上した。

なお、当事業年度の法人税の申告に当たり、G 社の法人税申告書別表五(一)(利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書)の期首現在利益積立金額の内、上記の丁に対応する保険料は、20 百万円である。

[資料4] 死亡した丁への役員退職金に関する事項

1. G社は、令和3年1月12日に臨時株主総会を開催し、丁の妻に対して、死亡役員退職金として[資料3]3の受取保険金100百万円と同額を支払うことを決議した。
その後、G社は、役員退職金規定に沿って取締役会で決議し、次のように実施した。
 - (1) 令和3年1月15日、50百万円を丁の妻の銀行口座に振り込み、費用処理した。
 - (2) 残金50百万円については、翌事業年度の令和3年6月に支払う予定であり、会計上の処理は何も行っていない。
2. 法人税法施行令第70条1項2号に規定する業務に従事した期間、退職の事情、同業種の規模類似法人の支給状況に照らし、G社が支給した丁への役員退職金の相当額は、70百万円であった。

問

以下の事項に関して、G社の当事業年度の法人税の[所得の金額の計算に関する明細書(別表四)]に記載する内容を、答えなさい。

なお、解答に当たっては、答案用紙の「加算・減算」欄の“加算”又は“減算”、「処分」欄の“留保”又は“社外流出”のいずれかを○で囲みなさい。

1. [資料1]の乙に対する役員給与について
2. [資料2]の丙に対する役員給与について
3. [資料3]及び[資料4]の丁に係る以下の事項について
 - (1) 保険料
 - (2) 退職金

問題 4 上記 **問題 3** [資料 3] 及び [資料 4] の元専務取締役丁の妻は、 **問題 3** [資料 4] に記載のとおり、死亡役員退職金を受け取った。また、丁の妻は、以下の [資料 5] の保険契約に加入していた。

これらのことについて、以下の **問 1** 及び **問 2** の設問に答えなさい。

[資料 5] 保険契約の加入状況

保険契約の種類	契約者兼保険料負担者	被保険者	保険金受取人	支払保険料	受取保険金
終身保険	丁の妻	丁	丁の長女	7 百万円	10 百万円

(注) 生前の丁、丁の妻及び丁の長女は、日本の居住者である。

なお、丁の相続人及び法定相続人は、妻と長女のみである。

問 1 上記 **問題 3** [資料 4] により、丁の妻が受け取った死亡役員退職金 100 百万円について、以下の①及び②の設問に答えなさい。

- ① 課税対象となる税目は、所得税(所得の種類も含む)、相続税又は贈与税のいずれであるかを、理由を付して説明しなさい。
- ② 課税対象となる各種の所得の金額又は課税価格について、計算過程を明示して答えなさい。

問 2 丁の妻は、上記 [資料 5] の保険契約に加入していたため、丁の死亡は保険事故として扱われ、令和 2 年 12 月に保険契約上の保険金受取人が保険金を受け取った。

この保険金受取人が受け取った死亡保険金について、以下の①から③の各設問に答えなさい。

- ① 死亡保険金の受取に係る納税義務者を答えなさい。
- ② 課税対象となる税目は、所得税(所得の種類も含む)、相続税又は贈与税のいずれであるかを、理由を付して説明しなさい。
- ③ 課税対象となる各種の所得の金額又は課税価格を、答えなさい。

問題 5 H 株式会社(以下、「H 社」という。)は、精密機械の製造販売を営む資本金 1 億円の内国法人であり、設立以来継続して青色申告書を提出している。

また、H 社の代表取締役である個人戊(以下、「戊」という。)は、日本の居住者である。

戊の令和 2 年分(令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日まで)及び H 社の当事業年度(令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日まで)の課税について、以下の[資料 1]及び[資料 2]を参照して、**問** の設問に答えなさい。

なお、資産の取得時や譲渡時等の租税公課や諸費用は考慮しないこと。

[資料 1] 戊から H 社への a 土地の贈与

H 社は、a 土地の上に新工場を建築して業績改善を図るため、令和 2 年 10 月に戊から a 土地の贈与を受けたが、会計上の処理は何も行っていない。

なお、その贈与時の a 土地の価格は、以下の表のとおりである。

1	a 土地の通常の取引価額	100 百万円
2	a 土地の財産評価基本通達に従い計算した価額	80 百万円
3	a 土地の固定資産税評価額	70 百万円

[資料 2] a 土地の取得の経緯

元来、a 土地は、戊の祖父が昭和 53 年にその当時の世間相場であった 50 百万円で資本関係や取引関係もない第三者から購入したものである。

その後、平成 12 年に祖父が死亡した際、戊が祖父から遺贈(「包括遺贈のうち限定承認に係るもの」ではない。)されたことによって、a 土地(相続税評価額 60 百万円)を取得した。

問 [資料 1]の贈与に関して、戊及び H 社にどのような課税が生じるかについて、課税される税目が所得税(所得の種類も含む。)、相続税、贈与税又は法人税のいずれであるかを明示した上で、課税される所得の金額又は課税価格についてその金額を示して説明しなさい。

(1) 戊について

(2) H 社について

(注) H 社の株主の課税関係は考慮しないこと。

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和 2 年度 修了 考査

試 験 問 題

第七問・第八問

経営に関する理論及び実務

(コンピュータに関する理論を含む。)

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1 頁から 17 頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は 2 時間です。
- 10 試験開始後 60 分間及び試験終了前 10 分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、必ず挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物はすべて足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは 1 台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの 1 台に限る。)
- 12 携帯電話及びスマートウォッチ等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
- 15 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

(満点 200点) { 第八問とあわせ }
時間 2時間

第七問 (100点)

A 株式会社(以下、「A 社」という。)は、消費財の小売業を営む上場会社である。A 社グループの連結子会社は、海外子会社 3 社のみであり、いずれも 100 % 出資子会社で構成されており、持分法適用会社はない。X 2 年 3 月期には、店舗オペレーションの効率化を図るため、店舗販売アイテムの絞り込みを行った。海外への店舗展開はアジアエリアのみに限定されている。

B 株式会社(以下、「B 社」という。)は、A 社と同様に消費財の小売業を営む上場会社であり、持分法適用会社はない。B 社グループの連結子会社は 117 社で、いずれも 100 % 出資子会社である。海外へ積極的に店舗展開をしており、117 社のうち海外子会社は 40 社である。

なお、A 社及び B 社は、日本における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を採用しており、対象期間中に A 社及び B 社グループに重要な会計方針の変更はない。

以下の[資料 1]から[資料 4]を参照して、**問題 1** から **問題 3** の設問に答えなさい。

[資料1] A社及びB社の直近2期の要約連結貸借対照表

(単位：百万円)

	A社		B社	
	X1年3月期	X2年3月期	X1年3月期	X2年3月期
流動資産	337,955	337,151	969,838	1,456,288
現金及び預金	34,274	36,390	615,422	899,727
売掛金	6,204	7,028	43,738	47,409
有価証券	214,517	208,500	27,383	31,823
棚卸資産	71,556	65,825	260,708	418,309
その他	11,404	19,408	22,587	59,020
固定資産	258,347	258,987	279,799	301,831
有形固定資産	198,659	203,547	123,281	139,569
無形固定資産	1,617	1,568	47,502	48,685
投資その他の資産	58,071	53,872	109,016	113,577
資産合計	596,302	596,138	1,249,637	1,758,119
流動負債	58,861	50,621	280,280	449,469
買掛金	30,303	27,888	123,593	145,339
短期借入金	165	—	11,342	155,527
未払法人税等	8,115	4,811	9,262	674
賞与引当金	3,315	3,324	1,823	2,196
その他	16,963	14,598	134,260	145,733
固定負債	7,804	6,903	283,520	496,150
長期借入金	—	—	235,556	403,114
退職給付に係る負債	1,497	1,584	—	—
資産除去債務	2,945	3,072	21,770	27,703
その他	3,362	2,247	26,194	65,333
負債合計	66,665	57,524	563,800	945,619
株主資本	522,630	533,090	636,900	745,439
その他の包括利益累計額	7,007	5,524	48,937	67,061
純資産合計	529,637	538,614	685,837	812,500
負債・純資産合計	596,302	596,138	1,249,637	1,758,119

[資料 2] A 社及び B 社の直近 2 期の要約連結損益計算書

(単位：百万円)

	A 社		B 社	
	X 1 年 3 月期	X 2 年 3 月期	X 1 年 3 月期	X 2 年 3 月期
売上高	849,155	820,416	1,675,725	1,917,054
売上原価	515,447	508,328	857,400	972,112
売上総利益	333,708	312,088	818,325	944,942
販売費及び一般管理費	251,364	233,911	652,694	737,730
広告宣伝費	23,640	24,007	123,843	143,279
人件費	115,682	117,815	227,268	256,595
賃借料	47,400	49,991	156,631	182,632
減価償却費	8,453	8,577	35,719	40,550
その他	56,189	33,521	109,233	114,674
営業利益	82,344	78,177	165,631	207,212
営業外収益	1,566	1,376	17,925	9,274
受取利息・配当金	782	719	5,499	6,791
為替差益	38	—	1,923	—
その他	746	657	10,503	2,483
営業外費用	30	185	2,639	2,905
支払利息	—	—	2,639	2,852
為替差損	—	174	—	53
その他	30	11	—	—
経常利益	83,880	79,368	180,917	213,581
特別損失	2,268	2,738	6,859	15,173
固定資産除却損	522	405	1,724	1,058
減損損失	1,481	1,976	4,840	11,138
その他	265	357	295	2,977
税金等調整前当期純利益	81,612	76,630	174,058	198,408
法人税等	28,977	23,143	55,023	70,411
法人税等調整額	59	△507	3,016	△4,436
当期純利益	52,576	53,994	116,019	132,433

[資料3] A社及びB社の直近2期のセグメント情報

(単位：百万円)

	A社		B社	
	X1年3月期	X2年3月期	X1年3月期	X2年3月期
海外売上高	9,882	10,943	637,354	806,689
海外営業利益	1,409	1,570	76,801	101,239

[資料4] A社及びB社の直近2期の非財務情報

	A社		B社	
	X1年3月期	X2年3月期	X1年3月期	X2年3月期
国内店舗数(店)	3,134	3,221	1,905	1,984
(うち郊外型店舗(店))	(2,821)	(2,868)	(754)	(793)
海外店舗数(店)	84	87	1,058	1,117
店舗数合計(店)	3,218	3,308	2,963	3,101
平均店舗面積(m ²)	999	987	642	651
平均従業員数(臨時雇含む)(人)	22,982	23,966	39,031	42,226
平均販売アイテム数(種類)	872	762	458	495

問題 1 A社及びB社の収益性分析

問 1 上記[資料1]から[資料4]を基に、X2年3月期に関する以下の(1)から(5)の財務分析指標を計算して、「A社」及び「B社」欄にそれぞれの計算結果を答えなさい。

- (1) 売上高総利益率
- (2) 売上高営業利益率
- (3) 海外売上高営業利益率
- (4) 従業員一人当たり売上高
- (5) 一店舗当たり売上高

なお、計算に当たっては、次の指示に従うものとする。

- ・ 計算結果は、小数点以下第3位を四捨五入する。
- ・ 一店舗当たり売上高を算定する際に用いる店舗数は、X1年3月期末及びX2年3月期末の平均店舗数とする。

問 2 上記 **問 1** の(1)及び(2)の財務分析指標を比較すると、A社の売上高総利益率はB社より低い、売上高営業利益率はそれほど変わらない数値となっている。販売費及び一般管理費の費目の売上高に対する比率に着目して、想定される理由を答えなさい。

問 3 A 社は、X2 年 3 月期の売上高減少、売上高総利益率の悪化は、販売アイテム数を絞り込んだ施策が失敗したことに原因があると分析している。X3 年 3 月期から始まる 3 か年の中期経営計画の中で、新たな施策を実施し、目標とする経営指標としては X5 年 3 月期に売上高営業利益率を 11 % とすることを掲げている。

A 社が売上高営業利益率 11 % を達成するためには、売上高総利益率の改善及び店舗展開の観点からどのような施策が考えられるか、**問 1** の(3)から(5)の財務分析指標を参照して答えなさい。

問題 2 A 社及び B 社の棚卸資産に係る分析

問 1 [資料 1] から [資料 4] を基に、X1 年 3 月期及び X2 年 3 月期に関する以下の(1)及び(2)の財務分析指標を計算して、答案用紙の「A 社」及び「B 社」欄にそれぞれの計算結果を答えなさい。

- (1) 棚卸資産回転月数
- (2) 一店舗当たり棚卸資産

なお、計算に当たっては、次の指示に従うものとする。

- ・ 計算結果は、小数点以下第 3 位を四捨五入する。
- ・ 棚卸資産回転月数の算定に利用する棚卸資産は期末の数値とし、売上原価は月平均売上原価を用いる。
- ・ 一店舗当たり棚卸資産の算定に利用する店舗数は、期末の数値を用いる。

問 2 上記 **問 1** で算定した X2 年 3 月期の一店舗当たり棚卸資産の計算結果に基づいて、A 社と B 社の在庫戦略について、販売アイテム数並びに店舗数及び店舗面積の各観点から、その違いを述べなさい。なお、A 社及び B 社の棚卸資産のほとんどは店舗在庫である。

問 3 上記 **問 1** の結果を踏まえて、B 社における棚卸資産にかかる財務指標数値に異常な点があると推測した。

X1 年 3 月期と X2 年 3 月期の指標を比較するとともに、B 社における棚卸資産にはどのような粉飾の可能性があるかを答えなさい。

問題 3 M & A、財務デュー・ディリジェンス

問 1 A社は、中期経営計画の目標を達成するために、同業他社の買収も検討している。

M & Aでは、買収手法として複数の形態があるが、どの形態を選択するかによって、M & A後の事業や財務へ与える影響は異なることから、どの買収手法を選択するかは、非常に重要なポイントである。

M & Aの形態ごとの長所及び短所をまとめた以下の表の空欄に、下記の(ア)から(カ)までの選択肢の中から最も適切な語句を選んで記号で答えなさい。ただし、同じ選択肢は1回しか使えないものとする。

形態	長 所	短 所
株式譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として被買収会社の権利義務等に影響はない。 ・合併等と比較して、労働条件や現行組織が比較的維持される場合が多く、労力が少ない。 ・手続が他の形態と比べ簡便である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として ① ・不要な事業や簿外債務を引き継ぐ可能性がある。 ・組織としての一定の独立性が保持されるため、M & A後の管理が不十分となる可能性がある。
合併	<ul style="list-style-type: none"> ・被合併会社の権利義務が包括的に移転する。 ・買収対価を株式とした場合、資金負担が不要である。 ・複数の会社が1つの組織となることで一体の企業として整合性のある経営が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ② ・組織を一体化するための時間や労力・コストが必要である。 ・手続が煩雑で時間や労力を要する。
事業譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・ ③ ・不要な事業や簿外債務を引き継ぐ可能性が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ④ ・資金負担が必要である。 ・個々の資産等の移転手続を要するため、手続が煩雑である。 ・消費税負担が発生する。
会社分割	<ul style="list-style-type: none"> ・ ⑤ ・分割会社の権利義務が包括的に移転する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続が煩雑で時間を要する。
株式交換	<ul style="list-style-type: none"> ・ ⑥ ・資金負担が不要である。 ・原則として、完全子会社の権利義務に影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続が煩雑で時間を要する。 ・不要な事業や簿外債務を引き継ぐ可能性がある。

[選択肢]

- (ア) 資金負担が必要である。
- (イ) 被買収会社の株主を引き継がない。
- (ウ) 不要な事業や簿外債務を引き継ぐ可能性がある。
- (エ) 不要な事業や簿外債務を引き継ぐ可能性が低い。
- (オ) 完全親子会社関係を構築できる。
- (カ) 税務上、繰越欠損金を引き継ぐことができない。

問 2 会計監査と財務デュー・ディリジェンスとの相違点を説明する以下の文中の空欄(1)から(5)に当てはまる適切な語句を答えなさい。

会計監査と財務デュー・ディリジェンスとの最大の相違点はその目的が異なることである。会計監査の主な目的は、会計基準に照らして、 を検討することであるのに対し、財務デュー・ディリジェンスの目的は、買収対象会社に関する買収実施の可否(投資リスクの判定)や に資する情報を収集することにある。

また、目的が相違することにより手続や報告書の使途も異なる。

会計監査における実施手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査手続を実施するのに対して、財務デュー・ディリジェンスでは、依頼者との間で を実施する。

報告書の使途は、会計監査では株主及び一般投資家等に開示し、投資の意思決定情報を提供することに対して、財務デュー・ディリジェンスでは、原則として のみに開示され、 を提供することである。

問 3 財務デュー・ディリジェンスにおいて、棚卸資産の調査に関して実施する具体的な手続を3つ答えなさい。

第 八 問 (100 点)

問題 1 今日の企業において IT は随所で利用されており、公認会計士が行う監査業務とも密接に関係することから、公認会計士は企業が利用する IT について理解することが求められている。以下の **問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

問 1 以下の[表]は IT の利用に関するリスクを一覧にまとめたものである。空欄に当てはまる語句を[選択肢]から選んでその記号を答えなさい。ただし、選択肢は 1 回しか使えないものとする。

[表]

IT の利用に関する リスク	解 説
処理の正確性	正しい ① を得るためには、正しい ② が正しく処理されなければならない。 ② 入力 of 正確性、適切な ③ やレポート作成による出力といった、処理の正確性にリスクが存在する。
処理の完全性	システムの ④ に漏れがあれば、正しい ① を得ることはできない。 ⑤ の有無や残高の提示の仕方にリスクが存在する。
可用性	システムに要求される機能や ⑥ もリスク要因となる。業務に必要な水準を満たさなければ、リスクが存在することになる。
処理のセキュリティ	システムの ④ におけるセキュリティが確保されなければ、正しい ① が得られない。監査証跡の確保(システム上の ⑦ セキュリティを含む。)や適切な ⑧ などにリスクが存在する。

[選択肢]

(ア)処理過程	(カ)期間帰属
(イ)バックアップ	(キ)職務分離
(ウ)処理結果	(ク)論理的
(エ)例外処理	(ケ)データセンター内
(オ)性能水準	(コ)データ

問 2 ITの利用により単一企業内の情報処理のみならず、企業間の情報交換が進んでいることを受けて企業内部における取引記録の電子化が進んでいる。このことに関する以下の[資料1]の文章を読んで、①から④の空欄に当てはまる語句を答えなさい。

[資料1]

「取引記録の電子化」

サプライチェーンを密にしている事業分野を中心として、特定の企業間で需要見込み、発注、、検収、、支払い通知などのデータを送受信する（電子データ交換）を活用する取引は過去から存在する。の仕組みを活用する企業では、個々の取引について伝票番号、商品コード、日付などを照合キーにしてや数量の照合を行い、取引相手との間でその結果を連絡しあうことで取引記録の誤りを補正する。

近年では、このような企業間取引だけでなく一般消費者を対象とする企業においても、書面による取引記録が全く存在しないことがある。典型的なものとしては鉄道会社、インターネット銀行、携帯電話会社などがある。

問 3 電子的に保存した売掛金情報に関連する以下の[資料2]の文章を読んで、(1)及び(2)の設問に答えなさい。

[資料2]

債権管理システムから出力される滞留売掛金リストの活用方法として、営業担当者とともにその管理者が取引先を訪問して、取引先の経営状態が悪化していないことの確認や、営業担当者による強引な営業の有無など、延滞が生じた原因を調査して、その結果を営業管理部門や経理部門に対して報告する業務フローになっていることがある。

仮に(ア)滞留売掛金リストの出力処理の完全性が保たれなかった場合には、調査対象が漏れてしまうリスクがある。

- (1) 下線部(ア)に関連して、売掛金及び貸倒引当金並びに売上に関連するアサーションと虚偽表示リスクを簡潔に答えなさい。アサーションは実在性、権利と義務、網羅性、評価、期間配分のいずれかより選択し、虚偽表示リスクは「売上計上が漏れてしまう」のように記載しなさい。

- (2) 滞留売掛金リストの出力処理に完全性が保たれていることを評価する際に、監査人が留意すべき事項について、延滞日数の計算に関する点、システムの出力条件に関する点の2点を説明しなさい。

問題 2 企業の IT 戦略、IT 投資に関する [資料 3] の文章を読んで、以下の **問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

[資料 3]

IT の導入、活用はそれ自体が目的ではなく、**①** を達成する一助となるべきものであり、効果的に行われなければならない。そのため企業は **①** や組織目標と整合する IT 戦略を CEO、**②**、各分野の部長など社内の上位層メンバーによって構成される会議体で策定する。

IT 戦略の策定に当たって、今後の **③**、**④** などに加えて現在活用するシステムが事業活動に必要な情報を永続的かつ弾力的に提供できることは重要な要素になる。例えば、小売業の一部では、曜日や天候、気温、店舗周辺でのイベントなどの条件に基づき、日次の売上予算を策定し、売上速報値を日に数回把握して品揃えや仕入の微調整を行っていることがある。このようなビジネスを行う企業には販売実績を随時把握できるシステムが必要となる。**①** と IT 戦略との整合には、(1)情報システムの開発ライフサイクル(*)のうち企画、要求分析、外部設計などの段階でシステム部門とシステム利用部門が密接に対話することが重要と言われる。

また、IT への投資は多額に上るため、目標を設定してその達成度合いを事後的に評価し、IT 戦略の結果を評価する。

投資効果は ROI (投資利益率)を用いることが多いが、IT 投資に関しては(2)効果金額の測定が難しいため、**⑤** のような定性的な評価を加味して行うことが多い。

定性的な評価には、KPI として何らかの指標を定めることがある。例えばスタンプ台紙を顧客に配り、購入金額等に応じてスタンプを押し、スタンプの数に応じて割引券として使用することができる制度を採用している企業が、**⑤** の改善を計るためスタンプをポイント制度に変更し、ポイント管理システムを導入してポイントの付与から **⑥** までの平均日数や、ポイントの **⑥** 率を指標とすることがある。

(*)情報システムの開発、導入においてその企画から始まり、要求分析、外部設計、内部設計、プログラミング、テストを経て利用開始にまで至る各フェーズのこと。

問 1 上記[資料 3]の各空欄に当てはまる語句を[選択肢]から選んでその記号を答えなさい。ただし、選択肢は1回しか使えないものとする。

[選択肢]

- | | |
|-------------|-----------|
| (ア)事業計画 | (カ)監査等委員会 |
| (イ)法規制 | (キ)ロボティクス |
| (ウ)経営アドバイザー | (ク)技術動向 |
| (エ)社訓・社是 | (ケ)消費・使用 |
| (オ)CIO | (コ)顧客満足度 |

問 2 上記[資料 3]の下線部(1)の理由を、「業務の要件」、「初期段階」という言葉を使って簡単に説明しなさい。

問 3 上記[資料 3]の下線部(2)に関連し、効果金額の測定が難しい一因を説明した次の文章の①から③の空欄に当てはまる語句を答えなさい。

IT の投資による効果は、 増加、経費の などに現れるので金額測定し得るとの見方もある。しかし実際には 増加は景気変動や新たな の開拓による販路拡大、経費の は担当者などの練度向上など他の要素による可能性があり、IT によるものか否かの分析、峻別が困難なため効果金額の測定が難しいと言われることがある。

問題 3 次の文章は、IT 委員会研究報告第 52 号「次世代の監査への展望と課題」(以下、「IT 52 号」という。)からの抜粋である。以下の **問 1** から **問 2** の各設問に答えなさい。

1. 2030 年頃の公認会計士像

「やあ、会計監査アシスト AI くん、おはよう」

私の一日の業務はこの一言から始まる。いわゆるスマートスピーカーである「会計監査アシスト AI」は、前日までに検出された監査上問題となりそうな事項をまとめて報告してくれる。

(中略)

A. 大量のデータを分析し、自動的に異常値を検出してくれる「会計監査アシスト AI」もなくてはならない存在だ。ただ、2015 年頃に言われていたように、AI を活用した全ての虚偽表示を発見できるような仕組みの実現というのは、まだまだ先の話だと感じる。AI は過去のデータの傾向から外れた値を検知してアラートを出してくれるので、不正や誤謬のリスクが高い取引の識別に大いに貢献してくれている。しかしながら、経常的でない取引や前例のない取引への対応には依然として弱い側面がある。例えば、新規のビジネスに伴い発生した取引について、誤って既存のビジネスと同じ会計処理を行ってしまい、アラートを発しないことがある点などだ。こうした課題については、社内の技術チームによって継続的に改良が加えられているが、企業は常に新たなビジネスを模索していて、それに対しての会計処理も常に新たな判断を必要とするので、AI の改良がそのスピードに追い付くのは当面難しそうだ。B. そういう意味では、監査というのがいかに創造性のある仕事か、ということを改めて再認識させてくれる。

問 1 次の文章は AI に関する解説である。①から③の空欄に当てはまる語句を答えなさい。

AI (Artificial Intelligence) は、「**①**」と訳されており、人間の脳が行う知的な作業をコンピュータで模倣し、人間と同様の知能を有する機械の作成、あるいは人間が知能を使ってすることを機械にさせようとする試みを指す。

従来は、精度に限界があったが、近年では、コンピュータ自身がデータに含まれる潜在的特徴を捉えて **②** する **③** などによって、より抽象的なデータを認識できるようになり、応用範囲が広がっている。

問 2 下線部 A の「大量のデータ」に関連して、以下の(1)から(3)の各設問に答えなさい。

- (1) 従来は管理能力を超えるため収集されず見過ごされていたものの、近年ではそれを活用してビジネスなどを中心に有用な情報を得ることを意図し、収集・保存している情報のことを何というか。
- (2) (1)の収集のために注目されている概念で、「様々なものをインターネットに接続し、自動認識、自動制御、遠隔計測をインターネット経由の情報交換によって可能にする」ことを何というか。
- (3) 公認会計士の業務において電子データを入手することの多い昨今、情報セキュリティについて十分留意すべきであり、IT 委員会実務指針第 4 号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」(以下、「IT 実 4 号」という。)が公表されている。次の文章は IT 実 4 号に関する解説である。④及び⑤の空欄に当てはまる語句を答えなさい。

IT 実 4 号は公認会計士が関わる全ての業務において、を全うするため留意すべき情報セキュリティの指針を提供することを目的とする。IT 実 4 号は情報セキュリティに関連するリスクのうち、特にに焦点を当てている。

には、被監査会社、税務やコンサルティングなどの顧客から入手したデータの紛失、不正・私的利用及びマルウェアによる情報搾取を含んでいる。

問 3 以下の[資料 4]は下線部 B に関連する後日談である。[資料 4]を読み、以下の(1)から(3)の各設問に答えなさい。

[資料 4]

私は会計監査アシスト AI が示した異常性が懸念される仕訳データの投入に対して、監査チームメンバーが問題なしとの結論をもって作成した調書を原価計算に関連するシステムの概略図([資料 5])も交え査閲していた。この会社が工程別原価計算を採用していることから、決算月中における投入数量に占める仕掛品数量残高の多い工程に C. 原価を振替えることにより在庫を過大計上しているかもしれないという新たな懸念が生じた。

会計監査アシスト AI は、期末の決算振替伝票が例年に比較して非常に多いことに対してアラートを発したものである。過去にも、経験の浅い経理担当者が起票した伝票の誤り修正のため、多量の修正伝票が生じたことがある。今期の振替伝票も大半が貸借同一科目であったため、会計監査アシスト AI が発したアラートレベルも中程度のものであり、監査メンバーは相応の注意しか払っていなかったと思われるため D. 追加手続を指示する予定である。

データ或いはデータの分析結果は飽くまで異常の **⑥** や項目間の関連性を示唆するものであり、**⑦** や項目間の **⑧** を直接的に示すものではないことを IT 52 号でも述べている。安易に結論を導出せず、データ或いはデータの分析結果は利用方法を慎重に検討すべきで会計監査アシスト AI には改善すべき点があると感じる。

- (1) 下線部 D に関連して、下線部 C のような決算操作を行っていないか検討するため、データ処理を専門に行う監査チームメンバーに対して新たに指示する事項を、データを取得するシステム、データの概要、手続内容について「会計システムから仕訳データを入手し、深夜に入力・承認しているデータの有無を確かめる。」のように答えなさい。
- (2) (1)の手続の後、振替処理の合理性を確かめた結果、担当者の勘違いによる振替処理が発見されたため、棚卸資産科目を担当する監査チームメンバーに影響額を算出する指示を出した。指示内容を簡潔に答えなさい。
- (3) 上記[資料 4]の⑥から⑧の空欄に当てはまる語句を[選択肢]から選んでその記号を答えなさい。ただし、選択肢は 1 回しか使えないものとする。

[選択肢]

(ア)異常原因

(エ)可視化ツール

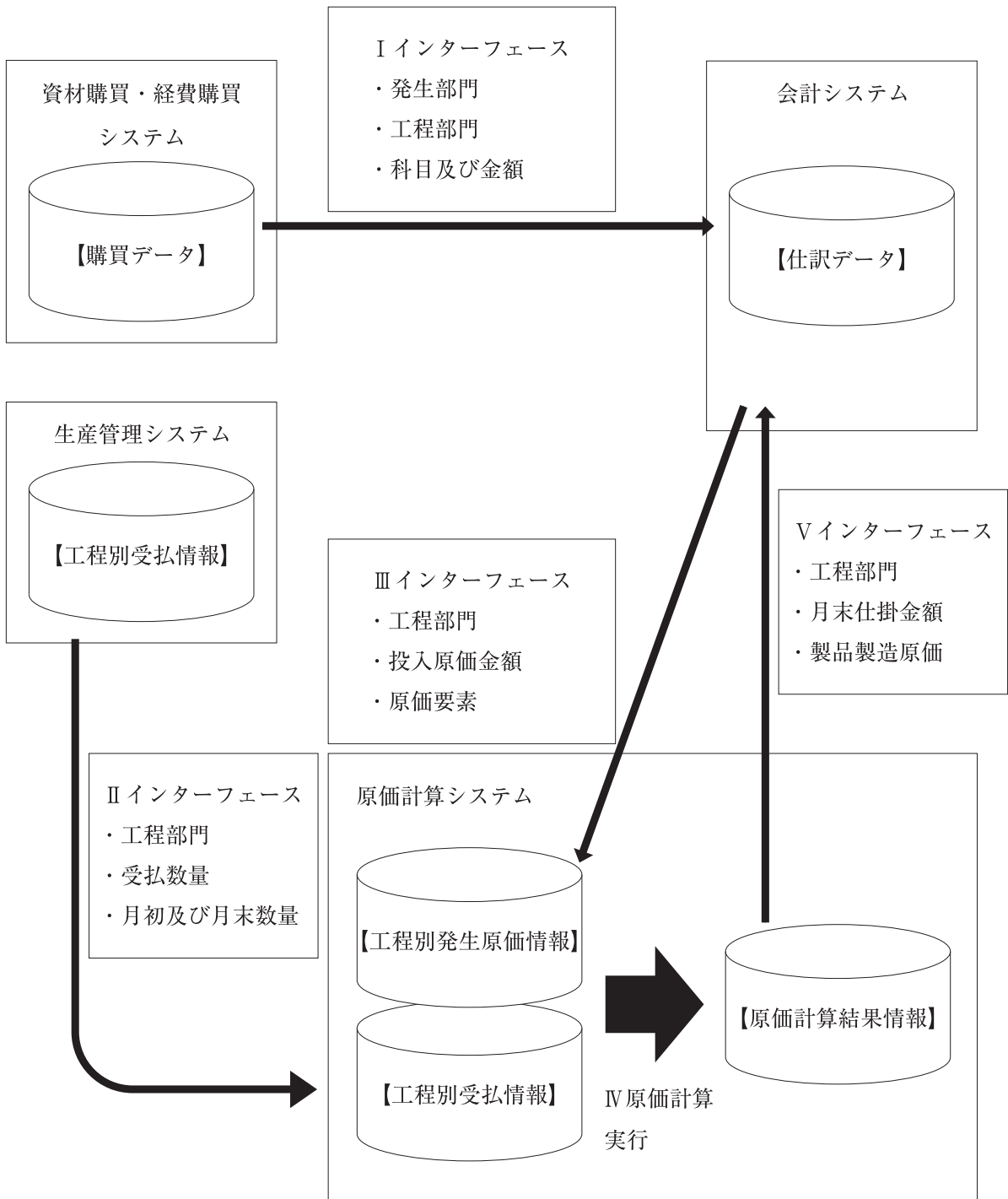
(イ)根本原因分析

(オ)因果関係

(ウ)兆候

(カ)サンプリング結果

[資料5]



(注) ローマ数字はシステムの処理順序を示しており、特にインターフェースは転送する主なデータ項目を記している。

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和 2 年度修了

令和 2 年度修了

令和 2 年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了考査 試験問題

第九問・第十問 〔公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理〕

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1頁から4頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は1時間です。
- 10 試験中は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。
- 11 問題用紙は試験終了後に持ち帰ることができます。
- 12 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物はすべて足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは1台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの1台に限る。)
- 13 携帯電話及びスマートウォッチ等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 14 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
- 15 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
- 16 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とします。

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

第九問 (50点)

問題 1 日本公認会計士協会が定める倫理規則(以下、「倫理規則」という。)に関して、以下の

問 1 から **問 3** の設問に答えなさい。

問 1 以下は、倫理規則の趣旨及び精神である。

「会員及び準会員は、会則第 47 条の定めにあるとおり、**①** 及び **②** に関する職業的専門家として、**③** 立場において、**④** 書類その他の **④** に関する情報の **⑤** を確保することにより、会社等の **⑥**、**⑦** 及び **⑧** の保護等を図り、もって **⑨** の健全な発展に寄与することを使命とする。また、その使命を自覚し、達成に努めなければならない。」

上記①から⑨の空欄に当てはまる適切な語句を以下の[選択肢]から選んでその記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は 1 回しか使えないものとする。

[選択肢]

(ア) 法務	(ク) 財政状態	(ソ) 監査	(ニ) 指導的
(イ) 公正な事業活動	(ケ) 関連当事者	(タ) 妥当性	(ヌ) 経営
(ウ) 債権者	(コ) 信頼性	(チ) 取引先	(ネ) 国民経済
(エ) 計算	(サ) 株式市場	(ツ) 独立した	(ノ) 開示
(オ) 会計	(シ) 投資者	(テ) 財務	(ハ) ガバナンス
(カ) 事業	(ス) 従業員	(ト) 実在性	
(キ) 継続関与の	(セ) 網羅性	(ナ) 業界	

問 2 倫理規則は職業倫理上の遵守しなければならない基本原則を定めており、このうち、第 3 条「基本原則 1 誠実性の原則」では、以下のように規定している。

「会員は、常に誠実に行動しなければならない。次のような報告その他の情報であると認識しながら、その作成や開示に関与してはならない。」

ここでいう、「次のような報告その他の情報」として、倫理規則が規定している 3 つの情報の内容を答えなさい。

問 3 公認会計士が関与する情報に上記 **問 2** の「次のような報告その他の情報」が含まれると知った場合に、どう対処すべきか、2 つ答えなさい。

問題 2 あなたが所属する X 監査法人(以下、「X 法人」という。)は、公認会計士法上の大会社等である A 株式会社(以下、「A 社」という。)の会計監査人である。A 社は中期事業計画で、事業多角化による事業規模の拡大を図ることを公表しており、令和 3 年 3 月期の期中に事業の多角化を図るため、他業種の B 株式会社(以下、「B 社」という。)の株式の全てを取得し、子会社化した。B 社の事業は、A 社グループにとって売上高、営業利益及び総資産の各々の点において主要セグメントの 1 つとして区分開示対象となる規模である。このような状況において、日本公認会計士協会が定める「独立性に関する指針」を踏まえて以下の **問 1** から **問 3** の設問に答えなさい。

問 1 A 社は B 社の買収プロセスに先立ち、X 法人のネットワーク・ファームである Y アドバイザリー株式会社(以下、「Y 社」という。)に対して、B 社の企業価値の算定業務を依頼していた。なお、B 社の買収プロセスは他社との入札となり、多額ののれんが生じる金額での取得が想定されていた。

当該依頼業務に関連して生じうる独立性に対する阻害要因を 1 つ答えるとともに、Y 社が当該業務を実施することの可否及びその理由を答えなさい。

問 2 A 社グループに占める B 社の利益規模が非常に大きいことに加えて、令和 3 年 3 月期より B 社を初めて A 社の連結決算に含めることから、A 社は B 社の決算体制を補強するために、X 法人のネットワーク・ファームである Z 税理士法人(以下、「Z 法人」という。)に対して、B 社の未払法人税等や繰延税金資産及び繰延税金負債等の税額計算業務を依頼してきた。

当該依頼業務に関連して生じうる独立性の阻害要因を 1 つ答えるとともに、Z 法人が当該業務を実施することの可否及びその理由を答えなさい。

問 3 A 社は国内税制改正の情報及び海外子会社の所在国の税務に関する有用な情報をタイムリーに入手できることを期待して、Z 法人に対して、A 社の法人税の申告書作成業務を依頼してきた。なお、A 社は自社内で全ての税務上の重要な判断及び法人税等の税額計算ができるため、自社内で法人税申告書のドラフトを作成して、経営者の承認を得る体制にあるものとする。

当該依頼業務に関連して生じうる独立性の阻害要因を 1 つ答えるとともに、Z 法人が当該業務を実施することの可否及びその理由を答えなさい。

第十問 (50点)

問題 1 日本公認会計士協会が定める倫理規則第13条で、会計事務所等所属の会員は、保証業務を提供する場合、当該保証業務の依頼人から独立した立場を保持しなければならないと規定している。これに関して、以下の **問 1** 及び **問 2** の設問に答えなさい。

問 1 独立性には、精神的独立性と外観的独立性がある。それぞれについて、どのようなものを説明しなさい。

問 2 上記 **問 1** の2つの独立性が求められる理由を述べなさい。

問題 2 日本公認会計士協会が定める倫理規則における贈答又は接待に関して、以下の **問 1** から **問 4** の設問に答えなさい。

問 1 監査業務の依頼人から贈答又は接待を受ける場合に、独立性を阻害する可能性がある阻害要因は何か、日本公認会計士協会が定める倫理規則に規定されているものを1つ答えなさい。

問 2 監査業務の依頼人から贈答又は接待を受ける場合、上記 **問 1** の阻害要因を生じさせないために、少なくともその金額は社会通念上許容される範囲内でなければならないとされている。ここで、社会通念上許容される範囲を判断するに当たり、勘案すべき事項を3つ挙げなさい。

問 3 上記 **問 1** で答えた阻害要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードには、いかなるものがあるか2つ述べなさい。

問 4 監査業務の依頼人からの接待金額が、あなたが所属する会計事務所が規定する範囲を超えていることが判明した。当該会計事務所内で検討の結果、倫理規則に関する重要ではない違反であると判断したので、監査役等と協議し、了解を得ることにした。この場合に監査役等と協議すべき事項を2つ挙げなさい。

問題 3 日本公認会計士協会が定める倫理規則第 41 条で、「企業等所属の会員又はその家族若しくは近親者が、贈答、接待又は優遇などの勧誘を受けた場合、その状況を評価しなければならない。当該会員は、基本原則を遵守するために概念的枠組みアプローチを適用しなければならない。」と規定している。これに関して、以下の設問に答えなさい。

問 企業等所属の会員に対する勧誘の意図が企業等所属の会員の行動若しくは意思決定に不当な影響を及ぼすこと、違法若しくは不誠実な行動を強要すること、又は業務上知り得た情報を漏洩させること等を目的とする場合に、阻害される可能性のある基本原則は何か。日本公認会計士協会が定める倫理規則に記載されているもの 2 つを挙げなさい。

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了

令和2年度修了